

官報

号外

昭和二十九年十二月四日

○第二十回衆議院會議録第五号

昭和二十九年十二月四日(土曜日)

議事日程 第五号

午後一時開議

第一 昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に関する法律案(福田喜東君外百二十一名提出)

●本日の會議に付した事件

鍛冶良作君外一名提出公職選挙法の一部を改正する法律案を公職選挙法改正に関する調査特別委員会に付託するの件(議長発議) 日程第一 昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に関する法律案(福田喜東君外百二十一名提出) 昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出) 昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出)

国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特別法案(第十九回国会伊藤卯四郎君外六十三名提出)

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出) 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出) 昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に関する法律案(福田喜東君外百二十一名提出)

鍛冶良作君外三名提出選挙区制等調査委員会法案を公職選挙法改正に関する調査特別委員会に付託するの件(議長発議) 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出) 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出) 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十九年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案(内閣提出)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十九年年度一般会計予算補正(第一号)

昭和二十九年年度特別会計予算補正(特第二号)

昭和二十九年年度政府関係機関予算補正(第一号)

午後二時五十三分開議
○議長(堤原次郎君) これより會議を開きます。

鍛冶良作君外一名提出公職選挙法の一部を改正する法律案を公職選挙法改正に関する調査特別委員会に付託するの件(議長発議)

○議長(堤原次郎君) お諮りいたします。鍛冶良作君外一名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案は、公職選挙法改正に関する調査特別委員会に付託したいと存じます。これに御異議ありませんか。

○議長(堤原次郎君) 御異議なしと認めます。よつてその通り決しました。

○議長(堤原次郎君) 御異議なしと認めます。よつてその通り決しました。

第一 昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に関する法律案(福田喜東君外百二十一名提出)

○議長(堤原次郎君) 日程第一、昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に関する法律案を議題といたします。委員長、報告を求めます。農林委員会理事福田喜東君。

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に関する法律案

害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に関する法律案
昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に関する法律案

(この法律の趣旨)
第一条 この法律は、昭和二十九年七月に政令で定める地域内において生じた大雨による災害、同年八月及び九月に政令で定める地域内において生じた台風による災害並びに同年に政令で定める地域内において生じた冷害(冷害による病虫害を含む)(以下「大風雨等」という。)による被害農家が食糧の用に供するため必要とする米穀、大麦、はだか麦、小麦及び麦製品(以下「米麦」という。)の充渡についての特別の措置につき規定するものとする。

(定義)
第二条 この法律において「被害農家」とは、米麦(麦製品を除く。以下本条において同じ。)又は雑穀を生産する農家であつて、大風雨等による著しい減収のためその生産に係る米麦又は雑穀がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものをいう。

(米麦の充渡)
第三条 市町村が被害農家に対しそ

昭和二十九年十二月四日 衆議院會議録第五号

鍛冶良作君外一名提出公職選挙法の一部を改正する法律案を公職選挙法改正に関する調査特別委員会に付託するの件 昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に関する法律案 八一

昭和二十九年十二月四日 衆議院會議第五号 昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に對する米麦の充渡の特例に関する法律案（福田喜東君外百二十一名提出）に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔福田喜東君登壇〕

○福田喜東君 たいだい議題となりまして、私外百二十一名提出、昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に對する米麦の充渡の特例に関する法律案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

- 一 国内産米麦については玄米（三等）一石につき九、一二〇円
- 二 輸入米穀については前号の額を基準として農林大臣が定める額
- 三 大麦については普通小粒大麦（三等）五二・五キログラムにつき一、六二二円
- 四 はだか麦については普通はだか麦（三等）六〇キログラムにつき二、一七三円
- 五 小麦については普通小麦（三等）六〇キログラムにつき二、〇六八円
- 六 麦製品については前三号の額にその製造又は加工に要する費用を加えて得た額

本年は北海道及び東北の一部に非常に激烈な冷害があり、また南九州等には数次にわたる台風の襲来がありまして、各位の御承知のごとくであります。これらの災害にもかかわらず、本年農作物の作況が平年作よりやや劣る程度にとどまりましたことは、不幸中の幸いと申さねばなりません。しこうして、これら被害地の中には、激甚なる被害により、水稻作はもちろぬ畑作も著しい減収となり、ために食用食糧にもこと欠く農家もありまして、その惨状まことに同情にたえない次第であります。従いまして、これら被害農家の食糧不安を解消し、もつて生産意欲の高揚を期する必要がございますので、昨年度実施いたしました例にならしまして、本年も政府所有米麦及び麦製品を都道府県及び市町村を通じて被害農家に充て渡すこととし、かつ、その充渡しし価格については、被害農家の購入価格がおおむね生産者が政府に充て渡した場合の基本価格程度となるようにいたし、もつて災害対策につき一般と充実を期せようとするのが、本法案提出の理由であります。

本法案は昨三日付託となり、同日提案者を代表して私より提案理由の説明をいたしました後質疑に入りまして、農林委員全員が含まれておりまして、趣旨内容とも熟知いたしておりますので、質疑も簡単に終了いたしました。次いで、社会党川俣委員より、本法案中、七月の大雨についてはその被害状況がまだ判明しておりませんので、これを含ませることについてはなお研究の余地があるをもつて、これを除くよう修正したいと修正案を提出されました。

次に修正案文を朗読いたします。
昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に對する米麦の充渡の特例に関する法律案の一部を次のように修正する。
題名中「七月の大雨、同年」を削る。
第一条中「七月に政令で定める地域内において生じた大雨による災害、同年を削り、「大風雨等」を「台風等」に改める。
第二条中「大風雨等」を「台風等」に改める。
第三条中「大風雨等」を「台風等」に改める。
続いて、討論を省略いたしましたして採決に入り、まず川俣委員提案の修正案について採決の結果、全会一致をもつて可決、次いでたゞいまの修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもつて可決、よつて本法案は修正案のごとく修正議決すべきものと決した次第でございます。

右御報告申し上げます。
○議長（堤康次郎君） 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長（堤康次郎君） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。
昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案
案（内閣提出）
○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○議長（堤康次郎君） 山中君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長（堤康次郎君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案
（目的）
第一条 この法律は、昭和二十九年八月及び九月の風水害（以下「風水害」という。）によつて損害を受け

た小企業者に対する復旧事業資金の融通について利率の引下の措置を講ずることにより、損害の復旧の促進と経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「被害小企業者」とは、商工業その他政令で定める事業を行う小規模の事業者（常時使用する従業員の数が十五人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、三人）以下の会社又は個人をいう。）又は中小企業等協同組合であつて、政令で指定する地域内に事業所を有し、かつ、風水害によつて損害を受けたものをいう。

2 この法律で「復旧事業資金」とは、金融機関（銀行、無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫及び信用協同組合をいう。以下同じ。）が、被害小企業者に対し、その損害の復旧に必要な事業資金（企業組合以外の中小企業等協同組合については、共同施設に係るものに限り）として、被害小企業者一人につき総額二十万円（企業組合以外の中小企業等協同組合については、百万円）の範囲内で、償還期限を六月以上三年以内とし、その金融機関が通常それと同種類の貸付を行う場合の利率より次条の規定によつて都道府県がその金融機関に補給する金額を基礎として算出した利率だけ引き下げた利率で昭和三十年三月三十一日までに貸し付けるものをいう。

(国庫補助)

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、都道府県が金融機関との契約により、その金融機関に対しその貸し付けた復旧事業資金につき年五分以内で政令で定める利率を適用して計算した金額に相当する金額の利子補給を行う場合におけるその利子補給に要する経費の二分の一の金額を補助する。

2 前項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合におけるその補助に係る復旧事業資金の総額は、五億円を限度とする。

(補助金の打ち又は返還)

第四条 政府は、都道府県がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したときは、その都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(政令への委任)

第五条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔大西順夫君答覆〕

○大西順夫君 たいま議題となりました昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を概要御報告申し上げます。本年八月及び九月における台風によつて中小企業者のこうむつた損害は、商工業関係におきまして約百二十億円の巨額に上り、これに対する資金の融通については特段の配慮を必要とするものと相なつたのであります。

次に、本案の概略を御説明申し上げます。本法案におきましては、金融機関が被害小企業者に対し災害の復旧に必要な事業資金として二十万円以内の貸付を行った場合において、その都道府県がこれにつき年五分の利子補給を行つたときは、政府といたしましてはその利子補給額の半額をその都道府県に支給することといたしております。従つて、実際の支給は金融機関に対してなされることとなりますのでありますが、

これによつて被害小企業者は通常の場合よりも年五分だけ低利子で資金の調達ができることとなり、その災害の復旧の促進と経営の安定に資することができると考えられるのであります。なお、予算上の措置といたしましては、さしあたり本年度の補正予算案におきまして二百万円を計上いたしておる次第であります。

以上の提案の趣旨及び理由でありまして、本法案は去る二日本委員会に付託せられ、翌三日政府より提案の理由を聴取いたし、続いて四日質疑に入り、社会党永井勝次郎君より、特に被害の甚大な地域の商工業者について本法の適用を適用せられたいとの要望があり、政府委員よりその趣旨にのつてり本法の運営に当たりたいとの答弁がありました。内容の詳細は会議録を御参照願ふことといたします。

引続き討論に付し、討論を省略し採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決した次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（堤康次郎君） 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

害の復旧資金の融通に関する特別措置法案（内閣提出）

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（堤康次郎君） 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。水産委員長田口長治郎君。

昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、昭和二十九年の台風第五号、台風第十二号、台風第十三号、台風第十四号又は台風第十五号（以下「台風」という。）によつて損失を受けた漁業者又は水産業協同組合に対する資金の融通

昭和二十九年十二月四日 衆議院會議録第五号 昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「被害漁業者等」とは、台風によりその所有する漁船、漁具又は政令で定めるその他の施設が沈没し、流失し、滅失し、又は損壊したため、著しい損失を受けた漁業者又は水産業協同組合をいう。

2 この法律で「金融機関」とは、農林中央金庫その他政令で定める金融機関をいう。

3 この法律で「復旧資金」とは、金融機関が昭和三十年六月三十日まで被害漁業者等に貸し付ける漁船、漁具又は第一項の施設の復旧に必要な資金（これらの施設が復旧されるまでの間の農林大臣の定める用途に必要な資金で農林大臣の定める被害漁業者等に貸し付けられるものを含む。）であつて、次の各号に該当するものをいう。

一 被害漁業者等に対する当該金融機関の貸付金が千万円以内であること。

二 償還期限が一年以上五年以内のものであること。

三 利率が年六分五厘以内のものであること。

4 この法律で「転貸資金」とは、金融機関が昭和三十年六月三十日まで

に貸し付ける次に掲げる資金をいう。

一 被害漁業者等の加入する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が当該被害漁業者等に復旧資金を貸し付けようとするものに對し当該資金に充てるために貸し付ける資金

二 漁業協同組合連合会で前号の資金を貸し付けようとするものに對し当該資金に充てるために貸し付ける資金

(国庫補助)

第三条 政府は、都道府県に對し、予算の範囲内で次の各号に掲げる経費の全部又は一部を補助する。

一 都道府県が、金融機関との契約により、その金融機関に對し、その金融機関が被害漁業者等に貸し付けた復旧資金（転貸資金をもつて貸し付けたものを除く。第三号、第五号及び第七号において同じ。）につき利子補給を行う場合に、その利子補給に要する経費

二 都道府県が、金融機関との契約により、その金融機関に對し、その金融機関が漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に貸し付けた転貸資金（その貸付を受けた前条第四項第二号の転貸資金をもつて貸し付けた同項第一号の転貸資金を除く。第四

号、第六号及び第八号において同じ。）につき利子補給を行う場合に、その利子補給に要する経費

三 市町村が、金融機関との契約により、その金融機関に對し、その金融機関が被害漁業者等に貸し付けた復旧資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合に、その補助に要する経費

四 市町村が、金融機関との契約により、その金融機関に對し、その金融機関が漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に貸し付けた転貸資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合に、その補助に要する経費

五 都道府県が、金融機関との契約により、その金融機関に對し、その金融機関が被害漁業者等に復旧資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、補償する場合に、その損失補償に要する経費

六 都道府県が、金融機関との契約により、その金融機関に對し、その金融機関が漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に転貸資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、補償する場合に、その損失補償に要する経費

七 市町村が、金融機関との契約により、その金融機関に對し、その金融機関が被害漁業者等に復旧資金を貸し付けたことによつて受けた損失を補償するのに要する経費につき、漁船に係るものにはその六分の五以内、漁船以外の施設に係るものにはその五分の四以内を都道府県が補助する場合に、その補助に要する経費

八 市町村が、金融機関との契約により、その金融機関に對し、その金融機関が漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に転貸資金を貸し付けたことによつて受けた損失を補償するのに要する経費につき、漁船に係るものにはその六分の五以内、漁船以外の施設に係るものにはその五分の四以内を都道府県が補助する場合に、その補助に要する経費

九 市町村が、金融機関との契約により、その金融機関に對し、その金融機関が被害漁業者等に復旧資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、補償する場合に、その損失補償に要する経費

一 当該契約の当事者である金融機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これに当該融資についての損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。

二 前条第一項の規定により政府が都道府県に對して交付する補助金は、同項第一号から第四号までの経費については、当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計

算した額のどちらか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号までの経費については、次に掲げる額のどちらか低い額の範囲内とする。

一 当該損失補償額の二分の一に相当する額

二 当該損失補償の対象となつた貸付金のうち、漁船に係るものの総額の百分の三十に相当する額と漁船以外の施設に係るものの総額の百分の二十五に相当する額を加えた額

(政府への納付金)

第五條 第三條第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、金融機関から同条第二項第二号の契約事項により納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

2 第三條第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、その都道府県から補助金の交付を受けた市町村が金融機関から同条第二項第二号の契約事項により納付金を受けたときは、その全部又は一部をその市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じてその市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

(補助金の打切又は返還)

第六條 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は都道府県若しくは市町村と第三條第五号から第八号までの契約を結んだ金融機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、その都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還を命ずることができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。
第二条に次の一項を加える。

4 漁業協同組合その他の金融機関が、被害漁家で昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法(昭和二十九年法律第二号)第二條第一項の被害漁業者等にも該当することとなつたものに対し、その者が貸付を受けている経営資金の償還に充てるための資金として、政令で定める額の範囲内において、償還期限三年

以内及び利率年六分五厘以内の条件で昭和三十年三月三十一日までに貸し付ける資金は、これを経営資金とみなす。

3 昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。
第二条に次の一項を加える。

7 漁業協同組合又は金融機関が、被害漁業者で昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法(昭和二十九年法律第二号)第二條第一項の被害漁業者等にも該当することとなつたものに対し、その者が貸付を受けている経営資金の償還に充てるための資金として、政令で定める額の範囲内において、償還期限が政令の定めるところにより四年以内及び利率が年六分五厘以内の条件で昭和三十年三月三十一日までに貸し付ける資金は、これを経営資金とみなす。

第四條第二項但書「又は第六項」を、「第六項又は第七項」に改める。

昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置

法案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔田口長治郎君登壇〕

○田口長治郎君 ただいま議題となりました昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案につきまして、水産委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。
本年八月以降において数次にわたつて台風がわが国を襲い、各地に猛威を振つたことは、御承知の通りであります。この数次にわたる台風によつて、漁港、漁船、漁具等の漁業施設について甚大なる被害を受けた次第であります。これら著しい被害を受けた漁業者等に対し、この際低利の復旧資金の融通を促進する措置を講じようとするのが、本案の提案理由の概要であります。

次に、法律案の要旨を申し上げます。

まず第一点は、被害漁業者等に対して、農林中央金庫その他の金融機関がする漁船等施設の復旧資金について、地方公共団体が利子補給及び損失補償を行い、国がこれに対し補助する等、これまでの災害特別措置法とはほとんど同様であつて、昭和三十年六月三十日までに貸し付ける資金とし、政府が補助する復旧資金の総額は十五億円を限度としたことであります。

次に、第二点としては、特に今回は特定の着業資金についても復旧資金として融資する道を開いたことであります。

最後に、第三点としては、昭和二十八年台風第二号または同年六月及び七月の水害に対する二法律の一部をそれぞれ改正して、これらの法律による被害漁業者で再び本法案による台風によつて連続的に被害を受けた者に対しましては、その者が貸付を受けている経営資金の償還期限を延長する措置をとつたことであります。

本案は去る十一月三十日政府から提出され、水産委員会に付託されたものであります。委員会は、災害が発生した当初から、閉会中においてもしばしば委員会を開き、これが対策について真剣に検討いたして参つた次第であります。また十二月二日及び本日(今日)の委員会において慎重審議いたし、特に今回の災害をこうむつた地方は、たゞ重なる災害である関係から、高率の補助を必要とすること、あるいは農林中央金庫からの融資等について政府は積極的に考慮すべきである等の意見が述べられ、政府もこれが趣旨について了承した次第であります。

質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、本案は原案通り全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。

昭和二十九年十二月四日 衆議院會議録第五号 国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案外四件

○議長(堤康次郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案(第十九回国会伊藤卯四郎君外六十三名提出)

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給付保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)

昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、伊藤卯四郎君外六十三名提出、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案、内閣提出、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一

般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、漁船再保険特別会計における特殊保険及び給付保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、内閣提出、昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案、右五案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、漁船再保険特別会計における特殊保険及び給付保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案、右五案を一括して議題といたします。委員長の報告を

求めます。大蔵委員長千葉三郎君。

国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案

国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案

(減額譲渡又は貸付)

第一条 旧産業復興公団法(昭和二十二年法律第五十七号)に規定する産業復興公団(以下「公団」という。)が炭鉱労働者の医療施設の用に供させるため建設した施設(これに供される土地を含む。以下「炭鉱医療施設」という。)で国有的ものは、この法律施行の際現に当該炭鉱医療施設の貸付を受けている地方公共団体、財団法人又は健康保険組合(以下「地方公共団体等」という。)に対し、政令の定めるところにより、価額からその六割を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けるものとする。

(延納の特約)

第二条 前条の規定により国有的炭鉱医療施設を譲渡した場合において、その譲渡を受けた者がその完払代金を一時に支払うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、且つ、利息を附して、十年以内の延納の特約をすることができ。

2 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により延納の特約をする場合に準用する。この場合において、国有財産法第三十一条第二項中「前項但書」とあり、又は同条第三項中「第一項但書」とあるのは、「国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案第二条第一項」と読み替えるものとする。

より延納の特約をする場合に準用する。この場合において、国有財産法第三十一条第二項中「前項但書」とあり、又は同条第三項中「第一項但書」とあるのは、「国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案第二条第一項」と読み替えるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 炭鉱医療施設でこの法律施行前に国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第三条の規定により地方公共団体が譲渡を受けたものについては、政令の定めるところにより、その完払代金からその金額の二割を減額する。

3 炭鉱医療施設でこの法律施行前に公団が地方公共団体等に売り払つたものについては、政令の定めるところにより、当該地方公共団体が公団との契約により支払うべきその完払代金に係る債務のうち、その金額の六割に相当する部分を免除する。

4 炭鉱医療施設でこの法律施行前に公団が地方公共団体等に貸し付けたものについては、政令の定めるところにより、当該地方公共団体等が公団との契約により昭和二十六年年度からこの法律施行の際までに支払うべきその貸付料(すで

に支払つたものを含む。)から、その金額の六割を減額する。

5 前項の規定の適用により貸付料の過納額が生じた場合において、当該過納額については、左の各号の定めるところによる。

一 地方公共団体等がこの法律施行前に当該貸付に係る炭鉱医療施設の譲渡を受けたときは、当該過納額は、未納に係るその完払代金に充当する。

二 地方公共団体等がこの法律施行前から引き続き炭鉱医療施設の貸付を受けているときは、当該過納額は、この法律施行後支払うべき貸付料に充当する。

三 地方公共団体等がこの法律施行後当該貸付に係る炭鉱医療施設の譲渡を受けた場合において、当該過納額を前号の規定により充当しなお残額があるときは、これをその完払代金に充当する。

国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案に対する修正案

国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案に対する修正

国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案の一部を次のように修正する。

第一条中「政令の定めるところに

より、時価からその六割を減額した
対価で譲渡し、又は貸し付けるもの
とする。」を「主として炭鉱労働者の
医療施設の用に供させるため、時価
からその六割を減額した対価で譲渡
し、又は貸し付けることができる。」
に改め、同条に次の一項を加える。

2 国有財産法(昭和二十三年法律
第七十三号)第二十九条及び第三
十条の規定は、前項の規定により
炭鉱医療施設の譲渡又は貸付をす
る場合に準用する。この場合にお
いて、国有財産法第二十九条中「充
払」とあるのは「譲渡又は貸付」と、
「買受人」とあるのは「譲渡又は貸
付を受けた者」と、同法第三十条
中「充払」とあるのは「譲渡又は貸
付」と読み替えるものとする。

第二条第二項中「(昭和二十三年法
律第七十三号)」を削る。

附則第一項から第三項までを次の
ように改める

1 この法律は、公布の日から施行
する。但し、第一条の規定中貸付
に係る部分は、昭和二十九年四月
一日以降の貸付について適用す
る。

2 炭鉱医療施設でこの法律施行前
に国有財産特別措置法(昭和二十
七年法律第二百十九号)第三条の
規定により地方公共団体が譲渡を
受けたものについて、その買受

代金に係る債務のうち、この法律
施行の日以降支払期日の到来する
ものの二割に相当する額の債務を
免除することができる。

3 炭鉱医療施設で地方公共団体等
が公団から譲渡を受けたものにつ
いては、その買受代金に係る債務
のうち、この法律施行の日以降支
払期日の到来するものの六割に相
当する額の債務を免除することが
できる。

附則第四項及び第五項を削る。

この法律は、公布の日から施行す
る。

農業共済再保険特別会計の歳入不足
を補てんするための一般会計から
する繰入金に関する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出)に関する報告
書

〔最終号の附録に掲載〕
漁船再保険特別会計における特殊
保険及び給与保険の再保険事業に
ついて生じた損失をうめるための
一般会計からする繰入金に関する
法律案

漁船再保険特別会計における特
殊保険及び給与保険の再保険事
業について生じた損失をうめる
ための一般会計からする繰入金
に関する法律

政府は、漁船損害補償法(昭和二
十七年法律第二十八号)第三条第三
項の特殊保険の再保険事業について
昭和二十八年度における保険事故の
異常な発生により生じた損失をうめ
るため、並びに漁船乗組員給与保険
法(昭和二十七年法律第二百十二号)
第三条の給与保険の再保険事業につ
いて昭和二十八年度及び昭和二十九
年度における保険事故の異常な発生
により生じた損失をうめるため、昭
和二十九年度において、一般会計か
ら、漁船再保険特別会計の特殊保険
勘定に九千四百万円、同会計の給与

〔最終号の附録に掲載〕
交付税及び譲与税配付金特別会計
法の一部を改正する法律案
交付税及び譲与税配付金特別会
計法の一部を改正する法律
交付税及び譲与税配付金特別会計
法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一
部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。
(一般会計からの繰入金)
第四条 政府は、毎会計年度、予算
で定めるところにより、当該年度
における所得税、法人税及び酒税
の収入見込額のそれぞれ百分の二
十二に相当する金額の合算額に当
該年度の前年度以前の年度におけ
る地方交付税法による地方交付税
に相当する金額で、またこの会計
に繰り入れていない額を加算し、
又は当該合算額から当該前年度以
前の年度において当該地方交付税
に相当する金額をこえてこの会計

に繰り入れた額を控除した額に相
当する金額を、一般会計からこの
会計に繰り入れるものとする。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行
する。
2 昭和二十九年度に限り、改正後
の交付税及び譲与税配付金特別会
計法第四条中「所得税、法人税及
び酒税の収入見込額のそれぞれ百
分の二十二」とあるのは、「所得税
及び法人税の収入見込額のそれぞ
れ百分の十九・八七四並びに酒税
の収入見込額の百分の二十」と読
み替えるものとする。

〔最終号の附録に掲載〕
交付税及び譲与税配付金特別会計
法の一部を改正する法律案(内閣提出)
に関する報告書

昭和二十九年産米穀についての超
過供出奨励金等に対する所得税の
臨時特例に関する法律案

昭和二十九年産米穀についての
超過供出奨励金等に対する所得
税の臨時特例に関する法律

米穀の生産者がその生産した昭和
二十九年産の米穀を政府に売り渡
した場合において、当該生産者が受
けるその売渡に対する代金の金額が
早期供出奨励金又は超過供出奨励
金の金額を含むものであるときは、
その代金の金額のうち、当該早期供出

八七

昭和二十九年十二月四日 衆議院会議録第五号 国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案外四件

昭和二十九年十二月四日 衆議院會議録第五号 国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案外四件

助金又は超過供出奨励金の金額に相当する金額は、当該生産者の昭和二十九年分又は昭和三十年分の所得の計算上、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九条に規定する総収入金額に算入しない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(内藤友明君外二十三名提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔千葉三郎君登壇〕

○千葉三郎君 ただいま議題となりました国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案外四法律案につき、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案について申し上げます。

終戦後、全国炭鉱六百十八のうち過半数に当る三百四十一の中小炭鉱においては、病院らしい設備を持つものさきめて少く、ことにこのうち二百七十七炭鉱は、まったく無炭鉱といへば可い状態にありました。従つて、これら炭鉱に働く約二十万人の従業員及びその家族は、はなはだ不安な状態に置かれておりましたので、政府におい

ても中小炭鉱を主とする医療救済施設の建設を計画して、昭和二十三年に産業復興公団が指定を受けてこの実施に当つたのであります。この産業復興公団が建設した炭鉱医療施設は全国三十五箇所を数え、これら施設における医療業務とその運営については、当初財団法人炭鉱福利協会を指定して担当させる方針でありましたところ、同協会が閉鎖機関に指定されたために、関係官庁は各施設所在の府県知事に対して経営を暫定委託し、各府県知事はこれに基いて地元市町村または適切な公益団体に再委託して現在に至つております。しかし、現在各施設ともに当該施設に賦課される充払い代金及び貸付使用料の高率負担が社会保険を基準とする公益診療の発展助長を著しく阻害している状況にあります。ついで

は、現在までの運営に努力しつつある地方公共団体等の負担軽減をはかることがきわめて適切であると思料いたされますので、この法案は、これら地方公共団体等に対し時価からその六割を減額した対価で譲渡または貸付できるものとし、またその譲渡を受けた者がその充払い代金を一時に支払うことが困難であると認められるときは、十年以内の延納の特約をすることができることとし、さらに地方公共団体等が産業復興公団との契約により支払うべき充払い代金または貸付料にかかる債務のうち一定部分を免除する等の措置を講じようとするものであります。

本法案は去る十九国会大蔵委員会に付託されて以来継続審議中のところ、今国会においては、去る十一月三十日大蔵委員会に付託せられ、慎重審議の後、本日自由党の大平委員より修正案が提出いたしました。修正の第一点は、炭鉱の医療施設の譲渡または貸付を受けた者が他の用途に転用したりまたは転売することを防ぐため、用途を明確にしたことであり、修正の第二点は、この法律施行前に国または公団から譲渡を受けた者と、この法律の規定により譲渡を受けようとする者の間の均衡を考慮して、この法律施行前に譲渡を受けた者の買受け代金にかかる債務のうち、この法律施行の日以降支払期日の到来するものについて軽減措置を講ずるよう修正しようとするものであります。

すでに二十八年度及び二十九年度におきましてそれぞれ八十五億四及び五十億円の財源措置が講じられたのであります。今回支払い保険金が確定いたしました結果、さらに十二億四を限つて一般会計からこの会計の農業勘定に繰入金することができるといふことが可能となるのであります。

次に、漁船再保険特別会計における特殊保険及び給付保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、漁船損害補償法の規定により漁船の拿捕、抑留等の事故を保険事故とする特殊保険及び漁船乗組員給付保険法の規定により漁船の乗組員の抑留を保険事故とする給付保険につきまして、二十八年度ないし二十九年度においてそれぞれ保険事故が異常に発生いたしましたため、漁船再保険特別会計の支払い財源に、すでに行いました第一次繰入金以外に、さらに特殊保険勘定においては約九千四百万円、給付保険勘定においては約千五百万円の不足が予想されますので、この不足金を一般会計からの繰入金をもつて補填いたそうとするものであります。

次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、今回政府におきまして、主として警察費にかかる財源所要額の是正をはかるため、昭和二十九年

度における地方交付税の総額を変更することとし、その所要額を補正予算に計上いたしますとともに、別途提出の昭和二十九年の地方交付税の総額等の特例に関する法律案において、昭和二十九年度に限り、地方交付税法第六条の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の十九・八七四並びに酒税の収入額の百分の二十をもつて地方交付税とすることとしたのであります。これに伴いまして、同年度において一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰入れる金額につきまして所要の改正を行うとともに、関係規定の整備をはかるうとするものであります。

以上の三法律案につきましては、審議の結果、本日質疑を打ち切り、ただちに討論に入りましたところ、社会党を代表して井上委員は、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案につきましては附帯決議を付して賛成の旨を、他の二法案につきましては、いずれも原案に賛成の旨討論せられました。次いで、右三案及び附帯決議案について採決いたしましたところ、いずれも起立議員をもつて原案の通り可決いたしましたのであります。

附帯決議の内容は、昭和二十九年に予想される本特別会計の農業勘定における不足金に対する補填措置として

は、できる限り政府資金の導入による

こととして、極力金融機関からの融資を避けることにも、今後の恒久的措置としては、農業共済基金の大幅の拡充をはかられたいというのであります。

次に、昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、食糧需給の現況にかんがみて、昭和二十九年産米穀の供出等を促進するために、超過供出奨励金、早期供出奨励金に対して所得税を課さないこととするものであります。これは前年並びに前々年と同様な措置を講じようとするものであります。

この法律案は、審議の結果、本日質疑を打切つて討論に入りましたところ、内閣委員より、昭和二十九年産米穀所得税については、前年に比較して急激なる増加となる場合があることが認められるので、政府は課税の特段の考慮を払われたいとの附帯決議案が提出されました。次いで採決に入りましたところ、法律案及び附帯決議案いずれも起立議員をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 五案を一括して採決いたします。国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案の委員長の報告は修正であり、その

他の四案の委員長の報告は可決であります。五案は委員長報告の通り決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて五案は委員長報告の通り決しました。

この際暫時休憩いたします。

午後三時二十三分休憩

午後七時四十六分開議

○議長(堤康次郎君) 休憩前に引続き会議を開きます。

綴治良作君外三名提出選挙区制等調査委員会法案を公職選挙法改正に関する調査特別委員会に付託するの件(議長発議)

○議長(堤康次郎君) お諮りいたします。綴治良作君外三名提出、選挙区制等調査委員会法案は、公職選挙法改正に関する調査特別委員会に付託いたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつてその通り決しました。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内藤友明君外二十四名提出)

○山中真則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内藤友明君外二十四名提出、租税特別措置

法の一部を改正する法律案を議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事内藤友明君。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第七条の九の次に次の二条を加える。

第七条の十 医業又は歯科医業を営む個人が、各年において、左の各号に掲げる給付又は医療若しくは助産につき支払を受けるべき金額がある場合においては、その年分の事業所得の計算上当該給付又は医療若しくは助産に係る経費として必要な経費に算入する金額は、

所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該支払を受けるべき金額の百分の七十二に相当する金額とする。

一 健康保険法、日雇労働者健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(日本専売公社法第五十一条、日本国有鉄道法第五十七条及び日本電信電話公社法第八十条において準用する場合を含む。以下本号において同じ。)、市町村職員共済組合法、私立学校教職員共済組合法、未開還者留守家族等援護法、身体障害者福祉法、戦傷病者戦没者遺族等援護法又は児童福祉法の規定に基づく療養の給付(健康保険法、日雇労働者健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、市町村職員共済組合法又は私立学校教職員共済組合法の規定によつて家族療養費を支給し、負担し、又は支払うべき被扶養者に係る療養を含むものとする。)、助産の給付、更生医療の給付又は育成医療の給付

二 生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療又は出産扶助のための助産

三 精神衛生法又は結核予防法の規定に基づく医療

第五十条の五第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第七條の十一 医療法人が、各事業年度において、前条第一項各号に掲げる給付又は医療若しくは助産につき支払を受けるべき金額がある場合においては、当該事業年度の所得の計算上当該給付又は医療若しくは助産に係る経費として損金に算入する金額は、当該支払を受けるべき金額の十分の七に相当する金額とする。

第七條の七第八項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法第七條の十の規定は、個人の昭和二十九年分の所得税から適用し、改正後の同法第七條の十一の規定は、医療法人のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税から適用し、個人の昭和二十八年分以前の所得税又は医療法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内藤友明君外二十四名提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔内藤友明君登壇〕

○内藤友明君 ただいま議題となりました

昭和二十九年十二月四日 衆議院会議録第五号 綴治良作君外三名提出選挙区制等調査委員会法案を公職選挙法改正に関する調査特別委員会に付託するの件 租税特別措置法の一部を改正する法律案

八九

昭和二十九年十二月四日 衆議院會議録第五号 昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特別に関する法律案外一件

した租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

この法律案は、従来の課税の経緯にかんがみまして、医師及び歯科医師の社会保険診療等による所得に対する所得税または法人税について特別の措置を講じようというのであります。

この内容は、社会保険診療による事業所得の計算上、その医療にかかる必要経費は、所得税法第十條第二項の規定にかかわらず、支払いを受ける金額の百分の七十二にすることができるとするものであります。

その特別措置は、昭和二十六年及び二十七年分の課税について政府が閣議決定によつて行政措置で実行したものと同様の措置でありましたが、ただ、行政措置のみで実行することは、法律上幾多の疑義があり、また実際にはなほだしい紛糾が起つたのであります。よつて、さしあたり経費率を法定することとがきわめて妥当であると考えたのであります。なお本法施行によりまして税収入にはさしたる影響のないことをつけ加えて申し上げます。

本法案は大蔵委員全員から提案されたものであります。審議の結果、本日午後質疑を打ち切り、ただちに討論に入りまして、私から

附帯決議

本法案は、社会診療報酬の適正化の実現までの暫定措置であるから、政府は速に之が実現をはかるよう善処せられたい。

との附帯決議案を提出いたしました。

次に、採決の結果、本法案並びに附帯決議案は、起立議員をもちまして、いずれも原案通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特別に関する法律案(内閣提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特別に関する法律案、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特別に関する法律案、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律

の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長中井一夫君。

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特別に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特別に関する法律

(交付税の総額の特例)

第一条 昭和二十九年年度に限り、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」といふ。)第六條第一項の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の十九・八七四並びに酒税の収入額の百分の二十をもつて地方交付税(以下「交付税」といふ。)とする。

2 昭和二十九年年度に限り、当該年度分として交付すべき交付税の総額は、法第六條第二項の規定にかかわらず、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・八七四並びに酒税の収入見込額の百分の二十に相当する額の合算額とする。

(交付税の種類ごとの総額の特例)

第二条 昭和二十九年年度に限り、当該年度分として交付すべき普通交付税の総額は、法第六條の二第二項の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・〇六〇七二二二並びに酒税の収入見込額の百分の二十に相当する額の合算額の百分の九十二に相当する額とする。

2 昭和二十九年年度に限り、当該年度分として交付すべき特別交付税の総額は、法第六條の二第三項の規定にかかわらず、前条第二項に規定する額から前項に規定する額を控除した額とする。

3 昭和二十九年年度に限り、法第十條第二項本文の規定により各地方団体について算定した基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額(以下「財源不足額」といふ。)の合算額が当該年度分として交付すべき普通交付税の総額をこえるため、法第六條の三第一項本文の規定により当該こえる額を特別交付税の総額から減額する場合においては、その減額すべき額は、同条同項ただし書の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・〇六〇七二二二並びに酒税の収入見込額の百分の二十に相当する額の合算額の百分の二に相当する額をこえてはならないものとする。

(普通交付税の額の算定の特例)

第三条 昭和二十九年年度に限り、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が当該年度分として交付すべき普通交付税の総額をこえるため、法第六條の三第一項本文の規定により当該こえる額を特別交付税の総額から減額すべき場合において、その減額すべき額が所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・〇六〇七二二二並びに酒税の収入見込額の百

分の二十に相当する額の合算額の百分の二に相当する額をこえるときは、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、法第十條第二項ただし書の規定にかかわらず、次の式により算定した額とする。

普通交付税の総額 - 特別交付税の総額 × 百分の九十四
= 普通交付税の総額 × 百分の九十四

2 昭和二十九年年度に限り、法第十條第五項の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・〇六〇七二二二並びに酒税の収入見込額の百分の二十に相当する額の合算額の百分の九十四に相当する額が前項の規定により算定した各地方団体に対して交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の総額の一部をもつて充てるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行

し、昭和二十九年年度の地方交付税について適用する。
2 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百一号)の一部を次のように改正する。
附則中第三項を削り、第四項を第三項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律(内閣提出)に関する報告書
【最終号の附録に掲載】
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。
第七条第一項の表を次のように改める。

選挙	都道府県の世帯数	地域又は候補者数	都及び大都市のある府県	その他の道及び県	参議院全国選出議員選挙			
					候補者数			
(一)	二十万未満	上	円	円	五十人以上	五十人以上	二百人以上	二百人以上
(二)	二十万以上	上	円	円	五十人以上	五十人以上	二百人以上	二百人以上
(三)	三十万以上	上	円	円	五十人以上	五十人以上	二百人以上	二百人以上
(四)	四十万以上	上	円	円	五十人以上	五十人以上	二百人以上	二百人以上
(五)	五十万以上	上	円	円	五十人以上	五十人以上	二百人以上	二百人以上
(六)	六十万以上	上	円	円	五十人以上	五十人以上	二百人以上	二百人以上
(七)	七十万以上	上	円	円	五十人以上	五十人以上	二百人以上	二百人以上

第九条中第六項を第七項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第五項の次の一項を加える。

地方選出議員の選挙において候補者が使用する個人演説会の告知のためのポスターの経費の額は、候補者一人につき、衆議院議員の選挙にあつては一万八千三百円、参議院地方選出議員の選挙にあつては一万九百八十円とする。

務のため船舶を借り上げる必要があると認める場合においては、当該船舶の借上料を加算する。
附則に次の一項を加える。
3 当分の間、第十八条第一項中「第四条から前条までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費」とあるのは、「第四条から前条までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費」とする。

第九条の三を次のように改める。
(個人演説会告知用ポスター費)
第九条の三 衆議院議員又は参議院

第九条の三 衆議院議員又は参議院

第九条の三 衆議院議員又は参議院

区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費の額の百分の九十五に相当する額」と読み替へるものとする。
附則
この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百号)の施行の日から施行する。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
【最終号の附録に掲載】

○中井一夫君 ただいま議題となりました昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の御報告を申し上げます。
まず、本案提案の趣旨及び内容の概略をきわめて簡単に申し上げます。御承知のごとく、昭和二十九年年度の地方交付税については、総額を所得税及び法人税の百分の十九・六六並びに酒税の百分の二十とし、本年度予算一千二百十六億四千万円を計上してありますが、警察法の改正に伴い地方公共団体側から警察費所要額の算定につき論議が現われ、その結果、政府関係当局は、共同調査をいたしました結果、五十六億円の不足額を認定し、今回の国の予算補正にあたり警察費の算定がえを行い、措置を要する額四十億四千万円を地方交付税の総額の一億二千二百十六億四千万円をもつて本年度の地方交付税の総額と改め、その結果、昭和二十九年年度地方交付税の所得税、法人税及び酒税に對する既定割合を変更せんとするのであります。また、交付税の種類ごとの総額についても、すでに決定済みである普通交付税の額には変更を及ぼさず、四十億円の増加額をすべて特別交付税をもつて所要警察関係費の調整をはかるため特例措置を講ずるとするものであります。

○中井一夫君 ただいま議題となりました昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の御報告を申し上げます。
まず、本案提案の趣旨及び内容の概略をきわめて簡単に申し上げます。御承知のごとく、昭和二十九年年度の地方交付税については、総額を所得税及び法人税の百分の十九・六六並びに酒税の百分の二十とし、本年度予算一千二百十六億四千万円を計上してありますが、警察法の改正に伴い地方公共団体側から警察費所要額の算定につき論議が現われ、その結果、政府関係当局は、共同調査をいたしました結果、五十六億円の不足額を認定し、今回の国の予算補正にあたり警察費の算定がえを行い、措置を要する額四十億四千万円を地方交付税の総額の一億二千二百十六億四千万円をもつて本年度の地方交付税の総額と改め、その結果、昭和二十九年年度地方交付税の所得税、法人税及び酒税に對する既定割合を変更せんとするのであります。また、交付税の種類ごとの総額についても、すでに決定済みである普通交付税の額には変更を及ぼさず、四十億円の増加額をすべて特別交付税をもつて所要警察関係費の調整をはかるため特例措置を講ずるとするものであります。

○中井一夫君 ただいま議題となりました昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の御報告を申し上げます。
まず、本案提案の趣旨及び内容の概略をきわめて簡単に申し上げます。御承知のごとく、昭和二十九年年度の地方交付税については、総額を所得税及び法人税の百分の十九・六六並びに酒税の百分の二十とし、本年度予算一千二百十六億四千万円を計上してありますが、警察法の改正に伴い地方公共団体側から警察費所要額の算定につき論議が現われ、その結果、政府関係当局は、共同調査をいたしました結果、五十六億円の不足額を認定し、今回の国の予算補正にあたり警察費の算定がえを行い、措置を要する額四十億四千万円を地方交付税の総額の一億二千二百十六億四千万円をもつて本年度の地方交付税の総額と改め、その結果、昭和二十九年年度地方交付税の所得税、法人税及び酒税に對する既定割合を変更せんとするのであります。また、交付税の種類ごとの総額についても、すでに決定済みである普通交付税の額には変更を及ぼさず、四十億円の増加額をすべて特別交付税をもつて所要警察関係費の調整をはかるため特例措置を講ずるとするものであります。

○中井一夫君 ただいま議題となりました昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の御報告を申し上げます。
まず、本案提案の趣旨及び内容の概略をきわめて簡単に申し上げます。御承知のごとく、昭和二十九年年度の地方交付税については、総額を所得税及び法人税の百分の十九・六六並びに酒税の百分の二十とし、本年度予算一千二百十六億四千万円を計上してありますが、警察法の改正に伴い地方公共団体側から警察費所要額の算定につき論議が現われ、その結果、政府関係当局は、共同調査をいたしました結果、五十六億円の不足額を認定し、今回の国の予算補正にあたり警察費の算定がえを行い、措置を要する額四十億四千万円を地方交付税の総額の一億二千二百十六億四千万円をもつて本年度の地方交付税の総額と改め、その結果、昭和二十九年年度地方交付税の所得税、法人税及び酒税に對する既定割合を変更せんとするのであります。また、交付税の種類ごとの総額についても、すでに決定済みである普通交付税の額には変更を及ぼさず、四十億円の増加額をすべて特別交付税をもつて所要警察関係費の調整をはかるため特例措置を講ずるとするものであります。

○中井一夫君 ただいま議題となりました昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の御報告を申し上げます。
まず、本案提案の趣旨及び内容の概略をきわめて簡単に申し上げます。御承知のごとく、昭和二十九年年度の地方交付税については、総額を所得税及び法人税の百分の十九・六六並びに酒税の百分の二十とし、本年度予算一千二百十六億四千万円を計上してありますが、警察法の改正に伴い地方公共団体側から警察費所要額の算定につき論議が現われ、その結果、政府関係当局は、共同調査をいたしました結果、五十六億円の不足額を認定し、今回の国の予算補正にあたり警察費の算定がえを行い、措置を要する額四十億四千万円を地方交付税の総額の一億二千二百十六億四千万円をもつて本年度の地方交付税の総額と改め、その結果、昭和二十九年年度地方交付税の所得税、法人税及び酒税に對する既定割合を変更せんとするのであります。また、交付税の種類ごとの総額についても、すでに決定済みである普通交付税の額には変更を及ぼさず、四十億円の増加額をすべて特別交付税をもつて所要警察関係費の調整をはかるため特例措置を講ずるとするものであります。

○中井一夫君 ただいま議題となりました昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の御報告を申し上げます。
まず、本案提案の趣旨及び内容の概略をきわめて簡単に申し上げます。御承知のごとく、昭和二十九年年度の地方交付税については、総額を所得税及び法人税の百分の十九・六六並びに酒税の百分の二十とし、本年度予算一千二百十六億四千万円を計上してありますが、警察法の改正に伴い地方公共団体側から警察費所要額の算定につき論議が現われ、その結果、政府関係当局は、共同調査をいたしました結果、五十六億円の不足額を認定し、今回の国の予算補正にあたり警察費の算定がえを行い、措置を要する額四十億四千万円を地方交付税の総額の一億二千二百十六億四千万円をもつて本年度の地方交付税の総額と改め、その結果、昭和二十九年年度地方交付税の所得税、法人税及び酒税に對する既定割合を変更せんとするのであります。また、交付税の種類ごとの総額についても、すでに決定済みである普通交付税の額には変更を及ぼさず、四十億円の増加額をすべて特別交付税をもつて所要警察関係費の調整をはかるため特例措置を講ずるとするものであります。

昭和二十九年十二月四日 衆議院會議録第五号 昭和二十九年一般會計予算補正(第一号)外二件

経過並びに結果を御報告申し上げます。
本案は、今回公職選挙法の一部が改正されることになったのに即応いたしまして、国会議員の選挙等の執行に關し、国が負担する経費で都道府県及び市町村に交付するもの、基準を改正することなどの必要が生じたので、政府より提案されたものであります。その内容につきましては、政府より配付せられましたところの議案に基き御承知ありたく、これを省略します。
本案は十二月三日本委員会に付託され、本日石村自治政務次官より提案理由の説明を聞き、慎重審議いたしました。

したが、本案の趣旨はおおむね妥当と認められますので、同日質疑を終了、討論を省略、採決に付しましたが、全会一致をもつて可決すべきものと決した次第であります。
右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(堤康次郎君) これより採決に入ります。
まず、昭和二十九年度の地方交付税の総額等の特例に關する法律案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。
次に、国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。
昭和二十九年一般會計予算補正(第一号)

昭和二十九年特別會計予算補正(特第二号)
昭和二十九年政府関係機関予算補正(機第一号)
○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、昭和二十九年一般會計予算補正(第一号)、昭和二十九年特別會計予算補正(特第二号)、昭和二十九年政府関係機関予算補正(機第一号)、右三件を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。
昭和二十九年一般會計予算補正(第一号)、昭和二十九年特別會計予算補正(特第二号)、昭和二十九年政府関係機関予算補正(機第一号)、右三件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員長倉石忠雄君。

昭和二十九年一般會計予算補正(第一号)
昭和二十九年一般會計予算補正
予算補正 総則
第1条 既定の昭和二十九年歳入歳出予算を下記により補正する。

区 分	歳 入(円)	歳 出(円)
昭和二十九年歳入予算額	989,588,274,000	989,588,274,000
追加額	18,152,339,000	30,538,326,000
修正減少額	△ 17,860,968,000	△ 30,538,326,000
差 引 額	281,381,000	281,381,000
改昭和二十九年歳入予算額	989,879,655,000	989,879,655,000

上記補正額の組織別の区分および組織における歳入の性質別の部、款、項の区分、歳出の目的別の項の区分は、別冊甲号歳入歳出予算補正による。
第2条 別冊乙号歳出費補正に掲げる歳出費は、その既定の総額および年割額を同号のとおり改定する。
第3条 財政法第14条の3の規定によつて翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、別冊丙号歳出費補正による。
第4条 別冊丁号国庫債務負担行為補正に掲げる国庫債務負担行為は、その既定の事項の内容を同号のとおり改定する。
第5条 歳入予算補正の詳細は、別に添附する歳入予算補正明細書による。
第6条 歳出予算補正、歳出費補正、歳出明許費補正および国庫債務負担行為補正の内訳は、別に添附する各省各庁予定経費補正要求書、歳出費補正要求書、歳出明許費補正要求書および国庫債務負担行為補正要求書による。
第7条 歳出予算の執行上必要があるときは、財政法第38条第1項但書の規定に基き總理府所管

(組織)總理府に計上した文官等恩給費の項の金額と旧軍人遺族等恩給費の項の金額とを彼此移用することができる。

甲号 歳入歳出予算補正	入	出
大蔵省 省管		
(追加額)		
(部) 租税及印紙収入	15,000,000,000	15,000,000,000
(部) 租 税		
(項) 法 人 税	15,000,000,000	
(部) 政府資産管理収入	549,771,000	549,771,000
(部) 回収金等収入	549,771,000	
(部) 地方債証券償還収入	549,771,000	
(部) 雑 収 入	2,602,568,000	2,602,568,000
(部) 納 付 金	2,602,568,000	
(部) 日本銀行納付金	18,152,339,000	
(修正減少額)		
(部) 租税及印紙収入		8,500,000,000
(部) 租 税		8,500,000,000
(部) 消費 税		8,500,000,000
(部) 専 売 納 付 金		5,239,270,000
(部) 日本専売公社納付金		5,239,270,000
(部) 日本専売公社納付金		5,239,270,000

[illegible]

會計検査院施設費	△	6,600,000	(組織) 国家地方警察中央官署	△	7,000
計	△	7,010,000	(項) 国家公安委員会	△	10,598,000
差引補正額		3,417,000	(項) 国家地方警察官署	△	9,001,000
(修正減少額)			(項) 国家地方警察通信費	△	697,000
(項) 内閣官房	△	2,984,000	(項) 皇宮警察施設費	△	4,638,000
(修正減少額)			計	△	24,941,000
(項) 法制局	△	646,000	(組織) 国家地方警察地方官署		
(修正減少額)			(項) 国家地方警察官署	△	54,709,000
(項) 法制局	△	8,197,000	(項) 国家地方警察通信費	△	6,844,000
(修正減少額)			計	△	61,553,000
(項) 人事院	△	11,777,000	(組織) 警察廳		
(修正減少額)			(項) 都道府県警察費補助	△	227,000,000
(項) 人事院	△	55,647,000	(修正減少額)	△	201,816,000
(追加額)			(項) 警察官施設費補助	△	23,892,000
(修正減少額)			(項) 皇宮警察施設費補助	△	26,250,000
(項) 總理府	△	5,145,000	(項) 都道府県警察費補助	△	82,681,000
(修正減少額)			計	△	200,000
(項) 總理府	△	83,000	(追加額)	△	334,839,000
(修正減少額)			(項) 警察官施設費補助	△	107,839,000
(項) 總理府	△	2,184,000	(修正減少額)	△	406,787,000
(修正減少額)			(項) 警察官施設費補助	△	1,018,000
(項) 總理府	△	3,476,000	(修正減少額)	△	80,000
(修正減少額)			(項) 国家消防本部	△	21,207,000
(項) 總理府	△	1,152,000	(修正減少額)	△	22,305,000
(修正減少額)			(項) 国家消防本部施設費補助	△	
(項) 總理府	△	2,500,000	計		
(修正減少額)			(組織) 土地調整委員会		
(項) 總理府	△	306,000	(修正減少額)	△	158,000
(修正減少額)			(項) 土地調整委員会	△	2,492,000
(項) 總理府	△	262,000	(修正減少額)	△	
(修正減少額)			(項) 内務省	△	
(項) 總理府	△	15,108,000			
(修正減少額)					
(項) 總理府	△	40,539,000			
(修正減少額)					
(項) 總理府	△	573,000			
(修正減少額)					
(項) 總理府	△	982,000			
(修正減少額)					
(項) 總理府	△	987,000			

(修正減少額)			(組職) 調 査 片			(追加額)			
(項) 調 査 片	△	8,783,000				(項) 交付税及び贈与税配付金 特別会計へ繰入	△	7,500,000,000	
調 査 片 管理費	△	8,968,000				(修正減少額)			
調 査 片 施設費	△	1,040,000				(項) 自 治 片	△	1,749,000	
茨城邦軍使用施設諸費立替金	△	7,888,000				地方公務員研修費	△	30,000	
解除物件等処理費	△	3,898,000				町村合併促進対策費	△	311,712,000	
計	△	30,027,000				衆議院議員及参議院議員補欠等選挙費	△	3,840,000	
(修正減少額)			(組職) 行 政 管 理 片			計	△	317,331,000	
(項) 行 政 管 理 片	△	1,653,000				差 引 補 正 額		7,182,669,000	
統計調査事務委託費	△	1,663,000				(修正減少額)			
計	△	3,316,000	(組職) 北 海 道 開 発 片			(項) 保 安 片	△	2,126,012,000	
(修正減少額)						保安施設費	△	2,419,548,000	
(項) 北 海 道 開 発 片	△	882,000				計	△	4,545,560,000	
北 海 道 開 発 片 調査局	△	883,000				(修正減少額)			
北 海 道 道 道 開 発 局	△	4,140,000				(項) 経 済 開 発 片	△	1,015,000	
北 海 道 道 道 開 発 局	△	3,080,000				国土開発調査費	△	707,000	
北 海 道 道 道 開 発 局	△	82,000				国土調査費	△	3,420,000	
北 海 道 道 道 開 発 局	△	153,475,000				計	△	5,494,000	
北 海 道 道 道 開 発 局	△	70,175,000				總理府所管補正額合計		1,304,268,000	
北 海 道 道 道 開 発 局	△	3,855,000				法 務 省 所 管			
北 海 道 道 道 開 発 局	△	45,899,000				(追加額)			
北 海 道 道 道 開 発 局	△	122,061,000				(項) 加 入 額		185,561,000	
北 海 道 道 道 開 発 局	△	94,365,000				(修正減少額)			
北 海 道 道 道 開 発 局	△	3,850,000				(項) 法 務 省 本 省	△	26,715,000	
北 海 道 道 道 開 発 局	△	44,859,000				(修正減少額)		239,000	
北 海 道 道 道 開 発 局	△	547,000				(項) 法 務 省 本 省	△	5,000,000	
北 海 道 道 道 開 発 局	△	45,360,000				国 際 会 議 共 同 費	△	1,055,000	
北 海 道 道 道 開 発 局	△	8,506,000				検 査 官 署 費	△	200,000	
北 海 道 道 道 開 発 局	△	11,095,000				行 政 刑 罰 費	△	880,000	
北 海 道 道 道 開 発 局	△	34,506,000				解散団体財産処理費	△	4,873,000	
北 海 道 道 道 開 発 局	△	56,238,000				更生保護会補助費	△	38,972,000	
北 海 道 道 道 開 発 局	△	2,488,000				外国人登録事務費	△	145,589,000	
北 海 道 道 道 開 発 局	△	705,916,000				計			

16

(外) (中) (内)

(修正減少額) (項) 法務研究所 (組織) 法務研究所 △	524,000	(修正減少額) (項) 更生保護委員會 (組織) 更生保護委員會 △	538,000
(修正減少額) (項) 法務局 (組織) 法務局 △	38,000	(修正減少額) (項) 捕導援護費 (組織) 捕導援護費 △	1,370,000
(修正減少額) (項) 最高檢察廳 (組織) 最高檢察廳 △	523,000	(修正減少額) (項) 地方入国管理官署 (組織) 地方入国管理官署 △	26,260,000
(修正減少額) (項) 高等檢察廳 (組織) 高等檢察廳 △	623,000	(項) 地方入国管理官署 △	4,213,000
(修正減少額) (項) 地方檢察官署 (組織) 地方檢察官署 △	13,265,000	計 △	30,473,000
(修正減少額) (項) 地方檢察官署 (組織) 地方檢察官署 △	14,026,000	(修正減少額) (項) 公安審査委員會 (組織) 公安審査委員會 △	75,000
(修正減少額) (項) 矯正管区 (組織) 矯正管区 △	210,000	(修正減少額) (項) 公安調査片 (組織) 公安調査片 △	2,940,300
(修正減少額) (項) 矯正研究所 (組織) 矯正研究所 △	221,000	(修正減少額) (項) 法務省所管矯正額合計 △	205,997,000
(修正減少額) (項) 矯正官署 (組織) 矯正官署 △	51,018,000	外務省所管 (組織) 外務省 △	25,810,000
(修正減少額) (項) 矯正官署 (組織) 矯正官署 △	180,000,000	(項) 外務省 △	136,000
(修正減少額) (項) 矯正官署 (組織) 矯正官署 △	63,679,000	未引揚邦人調査費 △	144,000
(修正減少額) (項) 矯正官署 (組織) 矯正官署 △	244,697,000	旧外地國保整理事務費 △	2,506,000
(修正減少額) (項) 矯正官署 (組織) 矯正官署 △	18,068,000	移民振興費 △	9,960,000
(修正減少額) (項) 矯正官署 (組織) 矯正官署 △	20,000,000	計 △	38,556,000
(修正減少額) (項) 矯正官署 (組織) 矯正官署 △	38,068,000	(修正減少額) (項) 在外公館 (組織) 在外公館 △	109,017,000
(修正減少額) (項) 矯正官署 (組織) 矯正官署 △	1,237,000	(項) 在 外 公 館 △	1,462,000
(修正減少額) (項) 矯正官署 (組織) 矯正官署 △	4,376,000	國際會議其他諸費 △	110,479,000
		計 △	149,035,000
		外務省所管矯正額合計 △	
		大蔵省所管 (組織) 大蔵省 △	
		(追加額) (項) 非現業非済組合連合会等 補助及交付金 △	51,832,000

国庫受入預託金等利子

計

(修正減少額)

(項) 大 蔵 省

財政經濟調査統計費

国際會議其他諸費

會計事務職員研修費

税關職員養成訓練費

非現業共済組合連合会等補助及交付金

貿易調査統計費

国 債 償 還 費

証券取引法施行費

公認会計士法施行費

ドイツ銀行管理費

公務員宿舍施設費

日本電信電話公社交付金

連合國財産返還補償処理費

計

連 引 補 正 額

(修正減少額)

(項) 財 務 省

財務局施設費

財務局施設費

財務局施設費

財務局施設費

財務局施設費

財務局施設費

財務局施設費

財務局施設費

財務局施設費

財務局施設費

財務局施設費

財務局施設費

財務局施設費

(修正減少額)

(項)

税 務 官 署

税務職員養成訓練費

税務官署施設費

計

連 引 補 正 額

(修正減少額)

(項) 税 務 官 署

税務官署施設費

税務官署施設費

税務官署施設費

税務官署施設費

税務官署施設費

税務官署施設費

税務官署施設費

税務官署施設費

税務官署施設費

税務官署施設費

税務官署施設費

税務官署施設費

税務官署施設費

税務官署施設費

税務官署施設費

税務官署施設費

税務官署施設費

税務官署施設費

税務官署施設費

税務官署施設費

税務官署施設費

税務官署施設費

税務官署施設費

税務官署施設費

税務官署施設費

41,306,000

3,768,000

26,708,000

71,782,000

993,000

151,456,000

25,272,000

7,192,000

183,920,000

3,482,159,000

300,000,000

828,292,000

54,500,000

1,182,792,000

6,577,000

954,000

1,980,000

18,000

330,000

130,000

494,000

88,499,000

44,825,000

588,000

33,864,000

1,658,000

10,742,000

8,304,000

84,945,000

204,702,000

[illegible]

官報(号外)

昭和29年發生農業用施設 等災害復旧事業費 土地改良開拓事業等附帶 事務費		昭和29年發生農業用施設 等災害復旧事業費 土地改良開拓事業等附帶 事務費	
(修正減少額)	(修正減少額)	(修正減少額)	(修正減少額)
(項)	(項)	(項)	(項)
國立保健所	187,000	國立保健所	1,312,419,000
(修正減少額)		(修正減少額)	
國立保健所施設費	326,000	國立保健所施設費	7,472,000
計	137,000	計	3,123,611,000
差引補正額	463,000	差引補正額	
(組織) 國立敎體院	276,000	(組織) 國立敎體院	
(修正減少額)		(修正減少額)	
國立敎體院施設費	188,000	國立敎體院施設費	31,838,000
計	431,000	計	419,000
差引補正額	619,000	差引補正額	5,000,000
(組織) 農務出張所		(組織) 農務出張所	14,338,000
(項) 加 農務出張所	1,358,000	(項) 加 農務出張所	
(修正減少額)		(修正減少額)	
農務出張所	197,000	農務出張所	314,763,000
差引補正額	1,161,000	差引補正額	6,544,000
(組織) 農業取締官事務所		(組織) 農業取締官事務所	28,626,000
(修正減少額)		(修正減少額)	
農業取締官事務所	239,000	農業取締官事務所	9,068,000
差引補正額		差引補正額	3,147,000
(組織) 農務出張所		(組織) 農務出張所	3,751,000
(項) 加 農務出張所	1,358,000	(項) 加 農務出張所	1,697,000
(修正減少額)		(修正減少額)	
農務出張所	197,000	農務出張所	84,304,000
差引補正額	1,161,000	差引補正額	49,576,000
(組織) 農業取締官事務所		(組織) 農業取締官事務所	31,982,000
(修正減少額)		(修正減少額)	
農業取締官事務所	239,000	農業取締官事務所	25,137,000
差引補正額		差引補正額	43,812,000
(組織) 農務出張所		(組織) 農務出張所	10,113,000
(項) 加 農務出張所	9,477,000	(項) 加 農務出張所	1,890,000
(修正減少額)		(修正減少額)	
農務出張所	1,934,000	農務出張所	5,728,000
差引補正額	7,543,000	差引補正額	836,785,000
(組織) 農務出張所		(組織) 農務出張所	412,153,000
(項) 加 農務出張所	5,968,877,000	(項) 加 農務出張所	15,750,000
(修正減少額)		(修正減少額)	
農務出張所		農務出張所	1,167,000
差引補正額		差引補正額	140,538,000
(組織) 農務出張所		(組織) 農務出張所	134,463,000
(項) 加 農務出張所	63,748,000	(項) 加 農務出張所	2,157,574,000
(修正減少額)		(修正減少額)	
農務出張所	20,000,000	農務出張所	966,037,000
差引補正額		差引補正額	
(組織) 農務出張所		(組織) 農務出張所	
(項) 加 農務出張所	70,000,000	(項) 加 農務出張所	
(修正減少額)		(修正減少額)	
農務出張所	88,386,000	農務出張所	4,398,000
差引補正額	1,200,000,000	差引補正額	290,000
(組織) 農務出張所		(組織) 農務出張所	
(項) 加 農務出張所	361,586,000	(項) 加 農務出張所	
(修正減少額)		(修正減少額)	
農務出張所		農務出張所	
差引補正額		差引補正額	
(組織) 農務出張所		(組織) 農務出張所	
(項) 加 農務出張所		(項) 加 農務出張所	
(修正減少額)		(修正減少額)	
農務出張所		農務出張所	
差引補正額		差引補正額	
(組織) 農務出張所		(組織) 農務出張所	
(項) 加 農務出張所		(項) 加 農務出張所	
(修正減少額)		(修正減少額)	
農務出張所		農務出張所	
差引補正額		差引補正額	
(組織) 農務出張所		(組織) 農務出張所	
(項) 加 農務出張所		(項) 加 農務出張所	
(修正減少額)		(修正減少額)	
農務出張所		農務出張所	
差引補正額		差引補正額	
(組織) 農務出張所		(組織) 農務出張所	
(項) 加 農務出張所		(項) 加 農務出張所	
(修正減少額)		(修正減少額)	
農務出張所		農務出張所	
差引補正額		差引補正額	
(組織) 農務出張所		(組織) 農務出張所	
(項) 加 農務出張所		(項) 加 農務出張所	
(修正減少額)		(修正減少額)	
農務出張所		農務出張所	
差引補正額		差引補正額	
(組織) 農務出張所		(組織) 農務出張所	
(項) 加 農務出張所		(項) 加 農務出張所	
(修正減少額)		(修正減少額)	
農務出張所		農務出張所	
差引補正額		差引補正額	
(組織) 農務出張所		(組織	

輸入食糧価格調整補給金	△	9,000,000,000	農業整備事業附帯事務費	△	5,000
食糧庁施設費	△	75,000	計	△	181,846,000
計	△	9,004,763,000	差引補正額		333,207,000
(追加額)	(組織)	林野庁	(修正減少額)	(組織)	農業技術研究所
(項) 昭和29年発生山林施設災害復旧事業費		109,576,000	(項) 農業技術研究所農業技術研究所施設費	△	1,294,000
(修正減少額)			計	△	628,000
(項) 林野庁	△	3,393,000	(修正減少額)	(組織)	農業試験場
林業振興費	△	15,401,000	(項) 農業試験場施設費	△	1,922,000
森林省出願除成費	△	26,790,000	計	△	10,928,000
林野庁事業費	△	5,699,000	(修正減少額)	(組織)	農業総合研究所
山林事業附帯事務費	△	686,501,000	(項) 農業総合研究所	△	1,872,000
計	△	429,000	計	△	12,800,000
差引補正額	(組織)	水産庁	(修正減少額)	(組織)	農業総合研究所
(追加額)			(項) 農業総合研究所	△	909,000
(項) 水産庁振興費		140,606,000	(修正減少額)	(組織)	蚕糸試験場
漁業災害復旧資金融通利子補給及損失補償		5,000,000	(項) 蚕糸試験場	△	6,287,000
昭和29年発生漁港施設災害復旧事業費		369,447,000	(修正減少額)	(組織)	家畜衛生試験場
計		515,053,000	(項) 家畜衛生試験場獣疫血清製造費	△	1,670,000
(修正減少額)			計	△	6,398,000
(項) 水産庁	△	1,902,000	(修正減少額)	(組織)	肥野検査所
漁業調査取締船費	△	21,806,000	(項) 肥料検査所	△	310,000
日光養魚場及十和田湖化場費	△	462,000	(修正減少額)	(組織)	農業検査所
漁業調整事務局費	△	375,000	(項) 農業検査所	△	154,000
漁業船舶研究費	△	622,000	(修正減少額)	(組織)	輸出品検査所
水産庁振興費	△	17,487,000	(組) 輸出品検査所	△	2,336,000
漁業調整事業助成費	△	1,478,000	(修正減少額)	(組織)	生糸検査所
漁業災害復旧資金融通利子補給及損失補償	△	14,434,000	(項) 生糸検査所	△	2,982,000
北海道魚田開港施設補助	△	15,946,000	(修正減少額)	(組織)	植物防疫所
水産庁施設費	△	4,110,000	(項) 植物防疫所	△	1,773,000
漁業調査取締船建造費	△	1,013,000	計	△	
漁港施設費	△	4,300,000			
計	△	97,806,000			

(修正減少額) (項) 動物検査投所 (組織) 動物検査投所 △	1,364,000	(修正減少額) (項) 真珠検査及研究所 (組織) 真珠検査及研究所 △	535,000
(修正減少額) (項) 農村工業指導所 (組織) 農村工業指導所 △	161,000	(修正減少額) (項) 水産講習所 (組織) 水産講習所 △	1,721,000
(修正減少額) (項) 馬鈴薯原産種農場 (組織) 馬鈴薯原産種農場 △	4,610,000	(修正減少額) (項) 北海道的鮭鱒孵化場 (組織) 北海道的鮭鱒孵化場 △	3,674,000
(追加額) (項) 種畜收場 (修正減少額) (項) 種畜振興費 計 差引補正額 (組織) 種畜收場 △ △ △ △ △	6,173,000 1,816,000 12,267,000 14,083,000 7,910,000	(修正減少額) (項) 北海道的鮭鱒孵化場 (組織) 北海道的鮭鱒孵化場 △	8,402,512,000
(修正減少額) (項) 地方農地事務局 (組織) 地方農地事務局 △	2,328,000	(修正減少額) (項) 通商産業本省 (組織) 通商産業本省 △	10,797,000
(追加額) (項) 統計調査事務所 (修正減少額) (項) 統計調査事務所 計 差引補正額 (組織) 統計調査事務所 △ △ △ △ △	20,000,000 12,145,000 6,899,000 19,044,000 956,000	(修正減少額) (項) 通商産業本省 (組織) 通商産業本省 △	4,415,000
(修正減少額) (項) 食糧研究所 (組織) 食糧研究所 △	682,000	(修正減少額) (項) 工業技術院 (組織) 工業技術院 △	17,027,000
(修正減少額) (項) 林業試験場 (組織) 林業試験場 △	5,454,000	(修正減少額) (項) 工業技術院 (組織) 工業技術院 △	5,000,000
(修正減少額) (項) 水産研究所 (組織) 水産研究所 △	2,852,000	(修正減少額) (項) 工業技術院 (組織) 工業技術院 △	3,234,000
		(修正減少額) (項) 工業技術院 (組織) 工業技術院 △	24,567,000
		(修正減少額) (項) 工業技術院 (組織) 工業技術院 △	5,429,000
		(修正減少額) (項) 工業技術院 (組織) 工業技術院 △	1,800,000
		(修正減少額) (項) 工業技術院 (組織) 工業技術院 △	72,269,000
		(修正減少額) (項) 工業技術院 (組織) 工業技術院 △	1,617,000
		(修正減少額) (項) 工業技術院 (組織) 工業技術院 △	48,250,000
		(修正減少額) (項) 工業技術院 (組織) 工業技術院 △	13,000,000
		(修正減少額) (項) 工業技術院 (組織) 工業技術院 △	57,867,000
		(修正減少額) (項) 工業技術院 (組織) 工業技術院 △	1,367,000
		(修正減少額) (項) 工業技術院 (組織) 工業技術院 △	1,050,000
		(修正減少額) (項) 工業技術院 (組織) 工業技術院 △	2,417,000
		(修正減少額) (項) 工業技術院 (組織) 工業技術院 △	2,000,000
		(修正減少額) (項) 工業技術院 (組織) 工業技術院 △	1,456,000

中小企業振興費 計	△	16,841,000	(組職) 産業工業試験所	△	
差引補正額	△	18,297,000	(項) 産業工業試験所	△	1,660,000
(修正減少額)	△	16,297,000	(組職) 資源技術試験所	△	
(項) 通商産業局 商工業統計調査費	△	6,730,000	(修正減少額)	△	1,627,000
計	△	189,000	(項) 資源技術試験所	△	
(修正減少額)	△	6,919,000	(組職) 工業品検査所	△	
(項) 中央計量検定所	△		(修正減少額)	△	1,708,000
(修正減少額)	△	1,537,000	(項) 工業品検査所	△	
(項) 中央計量検定所	△		(組職) 繊維製品検査所	△	
(修正減少額)	△	2,187,000	(修正減少額)	△	940,000
(項) 機械試験所	△		(項) 繊維製品検査所	△	183,541,000
(修正減少額)	△	2,744,000	運輸省所管		
(項) 東京工業試験所	△		運輸省所管		
(修正減少額)	△	2,133,000	(追加額)		
(項) 大阪工業技術試験所	△		(項) 昭和28年発生港湾災害復 旧事業費		384,992,000
(修正減少額)	△	2,102,000	(修正減少額)	△	4,724,000
(項) 名古屋工業技術試験所	△		(項) 運輸省所管	△	179,000
(修正減少額)	△	431,000	(項) 運輸省所管	△	3,410,000
(項) 発酵研究所	△		(項) 運輸省所管	△	2,500,000
(修正減少額)	△	844,000	(項) 運輸省所管	△	796,000
(項) 繊維工業試験所	△		(項) 運輸省所管	△	513,000
(修正減少額)	△	3,387,000	(項) 運輸省所管	△	4,100,000
(項) 地質調査所	△		(項) 運輸省所管	△	285,381,000
(修正減少額)	△	4,458,000	(項) 運輸省所管	△	15,000
(項) 電気試験所	△	2,014,000	(項) 運輸省所管	△	197,000
計	△	6,472,000	(項) 運輸省所管	△	267,068,000
			(項) 運輸省所管	△	1,350,000
			(項) 運輸省所管	△	2,500,000
			(項) 運輸省所管	△	867,000
			(項) 運輸省所管	△	573,590,000
			(項) 運輸省所管	△	188,598,000
			(項) 運輸省所管	△	4,477,000

一〇四

修正減少額	(組職)	港務總局	修正減少額	(組職)	海技專門學院
(項) 港務總局	(組職)	港務總局	(項) 海技專門學院	(組職)	海技專門學院
2,231,000			420,000		
(修正減少額)			(修正減少額)		
(項) 陸運局	(組職)	陸運局	(項) 航海訓練所	(組職)	航海訓練所
3,828,000			5,514,000		
552,000			5,668,000		
4,380,000			11,182,000		
(修正減少額)			(修正減少額)		
(項) 船員勞動委員會	(組職)	船員勞動委員會	(項) 海員學校	(組職)	海員學校
71,000			840,000		
(修正減少額)			150,000		
(項) 海上保安庁	(組職)	海上保安庁	990,000		
4,892,000			(修正減少額)		
8,544,000			(項) 航空官署	(組職)	航空官署
300,000			2,865,000		
22,416,000			555,000		
36,152,000			2,603,000		
(修正減少額)			7,316,000		
(項) 海上保安施設整備費	(組職)	海上保安施設整備費	13,339,000		
55,107,000			348,722,000		
12,446,000			(修正減少額)		
2,148,000			(項) 郵政省	(組職)	郵政省
69,701,000			743,333,000		
(修正減少額)			(修正減少額)		
(項) 海上保安施設整備費	(組職)	海上保安施設整備費	(項) 郵政省	(組職)	郵政省
216,000			156,000		
(修正減少額)			265,000		
(項) 捕獲害獣調査委員會	(組職)	捕獲害獣調査委員會	4,847,000		
12,000			538,000		
(修正減少額)			1,000,000		
(項) 氣象官署	(組職)	氣象官署	4,385,000		
10,130,000			11,191,000		
368,000			732,142,000		
1,765,000			732,142,000		
12,263,000					
(修正減少額)					
(項) 氣象官署施設費	(組職)	氣象官署施設費			
4,680,000					
(修正減少額)					
(項) 運輸技術研究所	(組職)	運輸技術研究所			
4,680,000					
(修正減少額)					
(項) 運輸技術研究所	(組職)	運輸技術研究所			
4,680,000					
(修正減少額)					
(項) 郵政省	(組職)	郵政省			
156,000					
265,000					
4,847,000					
538,000					
1,000,000					
4,385,000					
11,191,000					
732,142,000					
732,142,000					

労働省所管 (組織) 労働本省			(追加) 建設本省		
(追加) 労働省	(項) 追加	4,841,000	(追加) 建設省	(項) 追加	4,416,179,000
(追加) 労働省	(項) 追加	2,822,000,000	(追加) 建設省	(項) 追加	7,387,000
(追加) 労働省	(項) 追加	850,000,000	(追加) 建設省	(項) 追加	962,000,000
(追加) 労働省	(項) 追加	76,000,000	(追加) 建設省	(項) 追加	5,385,566,000
(追加) 労働省	(項) 追加	3,752,841,000	(追加) 建設省	(項) 追加	9,043,000
(追加) 労働省	(項) 追加	985,000	(追加) 建設省	(項) 追加	863,000
(追加) 労働省	(項) 追加	172,000	(追加) 建設省	(項) 追加	1,709,000
(追加) 労働省	(項) 追加	1,793,000	(追加) 建設省	(項) 追加	2,750,000
(追加) 労働省	(項) 追加	493,000	(追加) 建設省	(項) 追加	4,239,000
(追加) 労働省	(項) 追加	3,393,000	(追加) 建設省	(項) 追加	155,000
(追加) 労働省	(項) 追加	3,749,448,000	(追加) 建設省	(項) 追加	10,000,000
(追加) 労働省	(項) 追加	573,000	(追加) 建設省	(項) 追加	66,885,000
(追加) 労働省	(項) 追加	1,630,000	(追加) 建設省	(項) 追加	1,396,336,000
(追加) 労働省	(項) 追加	2,203,000	(追加) 建設省	(項) 追加	196,000,000
(追加) 労働省	(項) 追加	243,000	(追加) 建設省	(項) 追加	397,389,000
(追加) 労働省	(項) 追加	194,000	(追加) 建設省	(項) 追加	777,161,000
(追加) 労働省	(項) 追加	49,000	(追加) 建設省	(項) 追加	273,972,000
(追加) 労働省	(項) 追加	15,956,000	(追加) 建設省	(項) 追加	224,741,000
(追加) 労働省	(項) 追加	8,000	(追加) 建設省	(項) 追加	4,203,000
(追加) 労働省	(項) 追加	15,948,000	(追加) 建設省	(項) 追加	743,237,000
(追加) 労働省	(項) 追加	13,815,000	(追加) 建設省	(項) 追加	66,086,000
(追加) 労働省	(項) 追加	3,781,463,000	(追加) 建設省	(項) 追加	4,174,829,000
(追加) 労働省	(項) 追加		(追加) 建設省	(項) 追加	1,210,737,000
(追加) 労働省	(項) 追加		(追加) 建設省	(項) 追加	3,143,000
(追加) 労働省	(項) 追加		(追加) 建設省	(項) 追加	210,000
(追加) 労働省	(項) 追加		(追加) 建設省	(項) 追加	3,094,000
(追加) 労働省	(項) 追加		(追加) 建設省	(項) 追加	6,447,000
(追加) 労働省	(項) 追加		(追加) 建設省	(項) 追加	2,117,000

(説明)

利根川・荒原環境、十勝川・猿谷環境および江合川・鳴子環境の象造工事等は昭和28年度より昭和30年度にわたる継続費であるが、事業費の節減および繰延をするため、昭和29年度以降上記のとおり総額および年割額を改定する。

丙号 繰越明許費補正

総 理 府 所 管

(組織) 総 理 本 府

(項) 科 学 振 興 費
上記の経費のうち輸入機械購入費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

文 部 省 所 管

(組織) 文 部 本 省

(項) 国立フロンテ美術館創設費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

農 林 省 所 管

(組織) 農 林 本 省

(項) 被害農家営農資金利子補給
上記の経費のうち、昭和29年発生災害被害農家営農資金利子補給補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 昭和29年発生農業用施設等災害復旧事業費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(組織) 林 野 庁

(項) 昭和29年発生山林施設災害復旧事業費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(組織) 水 産 庁

(項) 漁業災害復旧資金融通利子補給及損失補償
上記の経費のうち、昭和29年発生漁業災害復旧資金利子補給補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 昭和29年発生漁港施設災害復旧事業費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

通 商 産 業 省 所 管

(組織) 工 業 技 術 院

(項) 科学技術研究助成費
上記の経費のうち、原子力平和的利用研究補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(組織) 中 小 企 業 庁

(項) 中小企業振興費
上記の経費のうち、水害復旧資金利子補給金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(組織) 地質調査所
(項) 地質調査所
上記の経費のうち、ウラニウム資源調査旅費およびウラニウム資源調査費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(組織) 運輸本省
(項) 昭和29年度発生港湾災害復旧事業費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(組織) 建設本省
(項) 緊急就労対策事業費
昭和29年度発生河川等災害復旧事業費
昭和29年度発生都市災害復旧事業費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

丁号 国庫債務負担行為補正
文部省所管

(組織) 国立学校
(事項) 74時反射望遠鏡購入
第19回国会の議決を経て74時反射望遠鏡購入に関する国庫債務負担行為について、「但し、当該契約のうち、156,427,000円に相当する部分に限り、154,520磅の英貨払の旨を約定することができる。」とあるを「但し、当該契約のうち、156,427,000円に相当する部分に限り、製作地英国における労賃、材料費等の騰落に応じて契約額に所要の調整を加える条件で、154,520磅の英貨払の旨を約定することができる。」に改める。

昭和二十九年第一級公債本利償還(第一号)に属する諸年額
[増減年の出減に附録]

昭和29年度特別会計予算補正(特第2号)

昭和29年度特別会計予算補正

予算補正総則

第1条 下記各特別会計の昭和29年度歳入歳出予算補正を、別冊甲号のとおり定める。その詳細については、別に添附する歳入歳出予算補正予定計算書による。

1. 府県及び大蔵省所管

農林省所管

農林省所管

農林省所管

農林省所管

農林省所管

第2条 財政法第15条第1項の規定によつて、昭和29年度において国が債務を負担する行為をす

ることができざる事項の追加は、別冊丁号国庫債務負担行為補正による。

第3条 昭和29年度特別会計予算総則第6条の規定に定める交付税及び歳付配付金特別会計において、昭和29年度に一時借入金と借り入れることのできる最高限度額「2,000,000,000円」を「3,500,000,000円」と改める。

第4条 昭和29年度特別会計予算総則第12条の規定に定める輸出保険特別会計において、昭和29年度に締結する輸出代金保険の保険金額の総額「11,500,000,000円」を「18,000,000,000円」と改める。

[別冊]

甲号 歳入歳出予算補正

府県及び大蔵省所管

交付税及び歳付配付金

歳入

(追加) 額

(款) 他会計より受入

(項) 一般会計より受入

(修正減少額)

(款) 租

(項) 入

(項) 入

(項) 入

(項) 入

(項) 入

(項) 入

(項) 入

(項) 入

(項) 入

(項) 入

(項) 入

(項) 入

(項) 入

(項) 入

(項) 入

(項) 入

(項) 入

(項) 入

(項) 入

(項) 入

(項) 入

(項) 入

(項) 入

(項) 入

(項) 入

(項) 入

昭和二十六年十二月四日 東京府立総合資料館蔵 昭和二十六年十二月四日 東京府立総合資料館蔵 (第一号) 第二号

(追 加 額)		歳 出	
(項) 農業再保険費	漁 船 再 保 險	289,592,000	
普通保険勘定			
(追 加 額)		歳 入	
(項) 漁船再保険収入		31,606,000	
(項) 漁船再保険収入		28,445,000	
(修正減少額)		△	
(項) 漁船再保険収入		28,445,000	
(項) 漁船再保険収入		3,161,000	
(追 加 額)		歳 出	
(項) 漁船再保険収入		3,161,000	
(項) 漁船再保険収入		104,988,000	
(項) 漁船再保険収入		88,771,000	
(項) 漁船再保険収入		21,197,000	
(項) 漁船再保険収入		51,329,000	
(項) 漁船再保険収入		100,000,000	
(項) 漁船再保険収入		94,000,000	
(項) 漁船再保険収入		350,297,000	
(追 加 額)		歳 出	
(項) 漁船再保険収入		242,629,000	
(項) 漁船再保険収入		107,668,000	
(項) 漁船再保険収入		350,297,000	
(追 加 額)		歳 入	
(項) 漁船再保険収入		15,000,000	
(項) 漁船再保険収入		15,000,000	

(追 加 額)		歳 出	
(項) 給与再保険費	国 有 林 野 事 業	15,000,000	
(追 加 額)		歳 入	
(項) 国有林野事業収入		460,154,000	
(項) 国有林野事業収入		240,000,000	
(項) 国有林野事業収入		220,154,000	
(修正減少額)		△	
(項) 国有林野事業収入		154,000	
(項) 国有林野事業収入		154,000	
(追 加 額)		歳 出	
(項) 国有林野事業収入		17,880,000	
(項) 国有林野事業収入		644,338,000	
(項) 国有林野事業収入		662,169,000	
(修正減少額)		△	
(項) 国有林野事業収入		24,462,000	
(項) 国有林野事業収入		177,707,000	
(項) 国有林野事業収入		202,169,000	
(項) 国有林野事業収入		460,000,000	
(追 加 額)		歳 出	
(項) 国有林野事業収入		743,333,000	
(項) 国有林野事業収入		743,333,000	
(追 加 額)		歳 入	
(項) 国有林野事業収入		743,333,000	
(項) 国有林野事業収入		743,333,000	
(追 加 額)		歳 出	
(項) 国有林野事業収入		743,333,000	
(項) 国有林野事業収入		743,333,000	
(追 加 額)		歳 入	
(項) 国有林野事業収入		1,979,000,000	
(項) 国有林野事業収入		1,979,000,000	

(項) 保険料収入	1,979,000,000
(款) 他会計より受入	2,822,000,000
(項) 一般会計より受入	2,822,000,000
(款) 雑収入	65,653,000
(項) 雑収入	65,653,000
(款) 積立金より受入	3,265,000,000
(項) 積立金より受入	3,265,000,000
計	8,131,653,000
(追 加 額)	出
(項) 業務取扱い費	72,147,000
(項) 保険支出金	8,467,000,000
計	900,000
(修正減少額)	8,540,047,000
(項) 保険施設費	154,000
計	△ 408,240,000
予 計	△ 408,394,000
差 引 補 正 額	8,131,653,000
丁号 国庫債務負担行為補正	厚生省所管
国立病院整備	
(事項) 施設整備	
政府は、港湾工事等施設整備のため、300,000,000円を限り、昭和30年度において国庫の負担となる契約を昭和29年度において結ぶことができる。	
昭和二十九年国庫債務負担行為補正(建設費)に要する経費	
[昭和二十九年国庫債務負担行為補正]	
昭和29年度政府関係機関予算補正(機第1号)	
昭和29年度政府関係機関予算補正	
予算補正総則	
第1章 総 則	
第1条 下記各政府関係機関の昭和29年度収入支出予算補正を、別冊甲号のとおり定める。その詳細については、別に添附する収入支出予算補正予定計算書による。	
日本専売公社	
日本国鉄	
第2章 日本専売公社	
第2条 日本専売公社法第35条第1項の規定によつて、昭和29年度において日本専売公社が債務を負担する行為をすることができる事項の追加は、別冊丁号債務負担行為補正による。	

第3章 日本国鉄	
第3条 昭和29年度政府関係機関予算補正第11条の規定に定める、昭和29年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に日本国鉄が債務を負担する行為をすることができる金額「1,000,000,000円」を「2,500,000,000円」と改める。	
第4条 昭和29年度政府関係機関予算補正第12条の規定に定める、日本国鉄が昭和29年度において借り入れることのできる長期借入金金の限度額「7,000,000,000円」を「10,200,000,000円」と改める。	
第5条 昭和29年度政府関係機関予算補正第16条の規定に定める、日本国鉄道の役員および職員に対して支給する給与の総額「114,275,042,000円」を「114,275,715,000円」と改める。	
[別冊]	
甲号 収入支出予算補正	
日本専売公社	
収 入	
(追 加 額)	
(項) しょう脂事業収入	94,859,000
計	94,859,000
(修正減少額)	
(項) たばこ事業収入	△ 12,955,575,000
計	△ 849,058,000
収 入 補 正 額	13,804,633,000
支 出	△ 13,709,774,000
(追 加 額)	
(項) たばこ事業費	259,635,000
計	222,968,000
(修正減少額)	
(項) 施設及交際費	78,344,000
計	663,000,000
(修正減少額)	1,223,947,000
(項) たばこ事業費	2,857,229,000
計	389,301,000
(修正減少額)	△ 4,387,000
(項) 施設及交際費	44,210,000
計	3,042,408,000
(修正減少額)	△ 1,570,000
(項) 施設及交際費	1,508,000,000
計	1,770,000,000
(修正減少額)	△ 10,167,055,000
(項) 施設及交際費	8,943,108,000

日本国鉄道			
損益勘定	収入	支出	
(追) 加 運 輸 収 入	4,452,583,000		
(項) 雑 収 入	118,760,000		
計	4,571,343,000		
(修正) 減 少 額			
(項) 通 輸 収 入	5,796,441,000		
雑 収 入	1,307,888,000		
計	7,104,329,000		
収 入 補 正 額	2,532,986,000		
(追) 加 役 職 員 給 与 当 金	99,358,000		
(項) 賃 貸 医 療 研 究 諸 費	128,084,000		
賃 貸 医 療 研 究 諸 費	1,052,000		
賃 貸 医 療 研 究 諸 費	766,766,000		
賃 貸 医 療 研 究 諸 費	305,000		
計	199,106,000		
(修正) 減 少 額	2,981,399,000		
計	4,176,070,000		
(修正) 減 少 額			
(項) 賃 貸 医 療 研 究 諸 費	38,685,000		
賃 貸 医 療 研 究 諸 費	73,832,000		
賃 貸 医 療 研 究 諸 費	56,376,000		
賃 貸 医 療 研 究 諸 費	281,036,000		
賃 貸 医 療 研 究 諸 費	1,455,429,000		
賃 貸 医 療 研 究 諸 費	1,593,574,000		
賃 貸 医 療 研 究 諸 費	1,409,524,000		
賃 貸 医 療 研 究 諸 費	1,800,000,000		
計	6,709,056,000		
支 出 補 正 額	2,532,986,000		
(追) 加 借 入 金	3,200,000,000		

日本国鉄道			
損益勘定より受入	収入	支出	
(修正) 減 少 額			
(項) 鉄 道 債 券	1,409,524,000		
鉄 道 債 券	2,840,505,000		
計	4,250,029,000		
(修正) 減 少 額			
(項) 工 事 勘 定 へ 繰 入	1,790,476,000		
(修正) 減 少 額	2,840,505,000		
(項) 工 事 勘 定 へ 繰 入	1,050,029,000		
支 出 補 正 額			
(追) 加 工 事 勘 定 へ 繰 入	1,790,476,000		
(修正) 減 少 額	2,840,505,000		
(項) 工 事 勘 定 へ 繰 入	1,050,029,000		
支 出 補 正 額			
(追) 加 工 事 勘 定 へ 繰 入	1,790,476,000		
(修正) 減 少 額	2,840,505,000		
(項) 工 事 勘 定 へ 繰 入	1,050,029,000		
支 出 補 正 額			
(追) 加 工 事 勘 定 へ 繰 入	1,790,476,000		
(修正) 減 少 額	2,840,505,000		
(項) 工 事 勘 定 へ 繰 入	1,050,029,000		
支 出 補 正 額			
(追) 加 工 事 勘 定 へ 繰 入	1,790,476,000		
(修正) 減 少 額	2,840,505,000		
(項) 工 事 勘 定 へ 繰 入	1,050,029,000		
支 出 補 正 額			
(追) 加 工 事 勘 定 へ 繰 入	1,790,476,000		
(修正) 減 少 額	2,840,505,000		
(項) 工 事 勘 定 へ 繰 入	1,050,029,000		
支 出 補 正 額			
(追) 加 工 事 勘 定 へ 繰 入	1,790,476,000		
(修正) 減 少 額	2,840,505,000		
(項) 工 事 勘 定 へ 繰 入	1,050,029,000		
支 出 補 正 額			
(追) 加 工 事 勘 定 へ 繰 入	1,790,476,000		
(修正) 減 少 額	2,840,505,000		
(項) 工 事 勘 定 へ 繰 入	1,050,029,000		
支 出 補 正 額			
(追) 加 工 事 勘 定 へ 繰 入	1,790,476,000		
(修正) 減 少 額	2,840,505,000		
(項) 工 事 勘 定 へ 繰 入	1,050,029,000		
支 出 補 正 額			
(追) 加 工 事 勘 定 へ 繰 入	1,790,476,000		
(修正) 減 少 額	2,840,505,000		
(項) 工 事 勘 定 へ 繰 入	1,050,029,000		
支 出 補 正 額			
(追) 加 工 事 勘 定 へ 繰 入	1,790,476,000		
(修正) 減 少 額	2,840,505,000		
(項) 工 事 勘 定 へ 繰 入	1,050,029,000		
支 出 補 正 額			
(追) 加 工 事 勘 定 へ 繰 入	1,790,476,000		

昭和二十九年政府関係機関予算補正(機第1号)に関する報告書

「最終号の附録に掲載」

〔倉石忠雄君登壇〕

○倉石忠雄君　ただいま議題となりま
した昭和二十九年度予算補正三案につ
いて、その審議の経過並びに結果につ
いて御報告申し上げます。

本補正予算は、今月二日より審議を開始いたしましたして、本日討論採決を行つた次第であります。

まず一般会計における予算補正額を見まするに、歳入及び歳出とも二億九千一百万円の増加であり、補正後の昭和二十九年度一般会計予算額は九千九百九十八億七千九百万円となつております。今回の補正予算は、災害復旧、社会保障、地方財政関係等の費用を主とした補正増加を内容とするものであります。現下の諸情勢に対応し必要と欠くべからざるもののみを計上いたしたのであります。

御承知のごとく、本年度当初予算は三派共同修正によつて成立いたしました。したが、その後の金融、財政、貿易、物価等の経済諸指標はおおむね所期の効果を示しております。しかしながら、一面において災害の発生、失業者の増加等がありましたので、当初予算の基、本方針を踏襲いたしながら、真に必要な諸経費だけを計上いたしましたものがこの補正予算であります。

すなわち、まず当面最も必要な本年度の災害復旧費六十九億圓を計上し、また、緊縮政策に伴う社会的摩擦を軽減するために、最近の生活保護受給者、失業保険受給者あるいは失業対策事業の実績、状況等にかんがみて社会

保障國係費百十七億円を増加し、地方財政關係費といたしましては、義務教育費、國庫負擔金、地方交付税交付金、警察費補助、地方譲与税、金等の増加八十四億円余を計上いたしているのであります。その他、新規の政策的経費といたしましては、主として炭鉱地帯の失業者を吸収するため緊急就労対策事業費が計上されております。

これらの歳出増加額の総計は三百八十億余万円でありまして、一方これに

込まれていた次第であります。そのうち蔵出の節約に第が百五十三億余万円でありますが、この節約は、当初予算成立の際の三派共同修正の趣旨を、尊重いたしまして、災害復旧費を除き、すべての経費にわたつては、次第であります。次に、蔵出の不用額として百五十一億四余が見込まれておりますが、その内容は、輸入食糧の値下りにより不必要となりました価格調整補給金九十億、大蔵省証券発行の必要

七億円余、外航船舶建造資金貸付利子補給の不用額二億円余なおおもなものであります。以上歳出の増加額三百八億余万円から歳出の減少額三百五億余万円を差引きました二億九千余万円が歳出の純増加となつてゐる次第であります。

歳入につきましては、繊維品消費税法案の不成立による輸入欠陥金の減少

十九億四等、減少の総計額は百五十六億円に達しているのであります。一方、法人税の自然増収は百五十億四、その他の収入の純増は九億五千万円となつていのであります。歳入の増減を差引きますと、純増加額は二億九千

余万圓となり、歳出増加額に見合つてゐる次第であります。八十五億圓、高級タバコの売れ行き不振による専売益減金の五十二億圓の減少、交付税及び護手税配付金特別会計よりの受入

以上は一般会計歳出入の補正の内容でございますが、特別会計、政府関係機関予算におきましても、一般会計の補正に關連した補正がおもなものであります。

国有鉄道の予算におきましては、第十五号台風及び洞爺丸等の海難による

被害等災害費の増加に加えて、最近はまた貨物収入の減少が四十五億円見込まれ、その他工事勘定の収入において公社債の未消化二十七億円の穴を生じておる次第であります。これらに對しまして、借入金を増三十二億円、減価却費の減少、物件費の節約等によつて収支バランスがはかられておるわけであります。

さらに、地方財政について申し上げます。前に申し上げました通り、今回

の補正による地方への負担金、交付金等の増加額は八十四億円余であります。このほかに公共事業の負担金を地方債証券で納付し得ることとなつたこと、また資金運用部からの借入れも一応三十億円を予定いたしておることなど、考慮いたしますれば、地方の財政難をある程度緩和し得るものと思われるのであります。また、政府の答弁によりますれば、二十八年度までの赤字

に對しましては地方財政再建整備法案の準備をいたして、三十年度予算において適當な方法を講ずることとなつておりますが、本年度につきましては、以上の補正により赤字を出さないうやうな地方自治体側の努力を要請いた

したいとのことでありました。

なお、委員会の審議におきましては、当面の緊迫せる政局問題、外交、経済その他の問題につき活発なる質疑応答が行われたのであります。これらの詳細は速記録をごらん願うことにいたします。

質疑は本日をもつて終了いたしました。討論に先立ちまして、中曾根康弘君より吉田内閣総理大臣問責決議案が提出されまして、多数をもつて可決いたしました。

なお、河派社会党並びに労働党より予算の編成がえを求めるの動議が提出され、政府原案と一括討論に付し、採決の結果、組みかえ動議は否決され、政府提出の原案が多数をもつて可決された次第であります。

なお、原案の可決に際しまして、次のごとき附帯決議案が自由、民主両党からそれぞれ提出されました。すなわち、自由党の予算案に対する附帯決議の内容を申し上げまするならざ

予算案に対する附帯決議

一、政府は翌年災害を受ける被害地域を救済する目的を以つて必らず通常国会において適切なる立法化を行うべきである。

二、政府は中小企業の年末金融につき早急に遺憾なき措置を講ずべきである。

三、政府は地方公共団体の年末融資につき速やかに適切な措置を講ずべきである。

ずべきである。

次に日本民主党の附帯決議の内容をを申し上げますならば

予算案に対する附帯決議

一、政府は、災害予算の配分及び工事業実施につき、従来の運営に省み

努めて厳正かつ重点的に行使し
もつて実効を期すべきである。

二、政府は、累年災害を受ける地域
の被害復旧に対し、通常国会にお
いて適切な立法化を行うべきで
ある。特に、本年度災害激甚地の
救農事業を徹底して民生を安定

し、農業再生産の確保に遺憾なきことを併せ期すべきである。

三、政府は、中小企業の年末金融につき、速かに適切な措置を講ずべきである。

四、政府は、地方公共団体の年末剰
資につき、速かに適切なる措置を
講ずると共に、既往赤字の克服
と、将来の健全財政確立に資する
抜本的施策を講ずべきである。

はともに多数をもつて可決された次第であります。

以上、委員会の経過並びに結果を御
 告申し上げます。(拍手)

般會計予算補正(第一号)外二件に對しては、佐藤觀次郎君外十五名から三編成がえを求める動議が提出されております。この際その趣旨弁明をします。稻富稜人君。

昭和二十九年年度一般会計予算補正(第1号)、昭和二十九年年度特別會計予算補正(特第2号)、昭和二十九年政府関係機関予算補正

議
(機第1号)の編成替を求めるの動
昭和二十九年 一般會計予算補正
(第1号)、昭和二十九年 特別會計
予算補正(特第2号)及び昭和二十九
年度政府関係機關予算補正(機第1

昭和二十九年十二月四日 衆議院會議録第五号 昭和二十九年一般会計予算補正(第一号)外二件

号)については、政府は撤回し、左記要綱により速かに組替えをなし、再提出することを要求する。
右の動議を提出する。
昭和二十九年十二月四日

提出者

佐藤 謙次郎 横路 節雄
伊藤 好道 武藤 運十郎
山花 秀雄 足鹿 覺
松原 喜之次 滝井 義高
今澄 勇 河野 密
西村 榮一 川島 金次
稻富 稔人 小平 忠
小林 進 黒田 壽男
賛成者
阿部五郎外百十七名

記

一、歳出補正については左記の通りとする。

1 災害復旧事業費(救済事業費、災害対策用種子確保補助金などを含む。)については、失業対策事業をかねて復旧事業総体のおおむね三割を実施することを目途として、百六億円を計上して、政府案より三十七億円増額する。

2 地方交付税交付金については、赤字補てんのため、十億円を新規増額する。

3 公務員並びに地方公務員および公共企業体職員の一部に対する年末手当については、〇・二五ヶ月分を増額するため、七十八億円を新規計上する。

4 中小企業に対する緊急融資のため、一般会計投融資として二十億円を新規計上する。

二、歳入補正については左記の通りとする。

1 保安庁費のうち艦艇貸与延期分を含む不用額六十億円を減額する。

2 防衛分担金の内同項目の過年度くりこし分に相当する額より八十五億円を減額する。

3 本年度年末手当のうち、二万以下所得に対しては減免税措置を講ずる。これによる勤労所得税減収は、酒税、砂糖消費税、ガソリン消費税、揮発油税の自然増収によつて補う。

〔稲富稔人君登壇〕

○稲富稔人君 私は、両社会党並びに労働党を代表して、政府提出の昭和二十九年一般会計予算案に反対し、ここに新たに政府案に対する組みかえを要求するの動議を提出いたしまして、その理由の御説明を申し上げたいと存する次第であります。(拍手)

まず、私は、両派社会党が勤労国民大衆の熱望にこたえて作成いたしました組みかえ要求の内容をここに明らかにいたしたいと存する次第であります。

一、歳出補正については左記の通りとする。

1 災害復旧事業費(救済事業費、災害対策用種子確保補助金などを含む。)については、失業対策事業をかねて復旧事業総体のおおむね三割を実施することを目途として、百六億円を計上して、政府案より三十七億円増額する。

2 地方交付税交付金について

は、赤字補てんのため、十億円を新規増額する。

3 公務員並びに地方公務員および公共企業体職員の一部に対する年末手当については、〇・二五ヶ月分を増額するため、七十八億円を新規計上する。

4 中小企業に対する緊急融資のため、一般会計投融資として二十億円を新規計上する。

二、歳入補正については左記の通りとする。

1 保安庁費のうち艦艇貸与延期分を含む不用額六十億円を減額する。

2 防衛分担金の内同項目の過年度くりこし分に相当する額より八十五億円を減額する。

3 本年度年末手当のうち、二万以下所得に対しては減免税措置を講ずる。これによる勤労所得税減収は、酒税、砂糖消費税、ガソリン消費税、揮発油税の自然増収によつて補う。

私たちは、何ゆえに政府原案に反対し、ただいま朗読いたしました動議を提出しなければならなかつたか。その理由の第一点は、政府の予算補正の方針なるものがあまりにも不誠実であるからであるのであります。(拍手)すなわち、吉田総理並びに小笠原大蔵大臣はしきりに予算補正にあつたのは一兆円のわくを堅持したことを力説しておられるのでありますが、本年度における一般会計の歳出規模は、防衛関係費五百六十八億円を中心とする過年度繰越し予算一千二百七億円と本年度九千九百九十六億円とを合計して、実に一兆一千二百億円を越えておることは、すでに御承知の通りであるのであります。

(拍手)本年度第一、第二・四半期は、過年度分財政支出があまりにも莫大であつたため、財政の対民間収支が政府の予想に反して財政の散超となり、政府が今年当初以来強行して来た苛烈きわまりなき殺人的金融引締めの方針が効果を相殺してしまつたことも、すでに御承知の通りであるのであります。

(拍手)このように、デフレ政策は、莫大なる被害を国民に与えただけで、何らの成果をあげていないにもかかわらず、この予算補正に際しても、政府が相かわらず一兆円堅持というお題目を振りまわして起しているゆえんは、吉田政府自身の責任で引起してしまつた現在の経済不況の跡始末を、補正予算において良心的にこれを支出して処理するだけの誠意を何ら持たせていないという証拠であると言わなければならぬのであります。(拍手)

さらに、政府原案に反対する理由の第二点は、補正の内容があまりにも不満足であり、かつ強制的であつて、民主的な国会運営に対する否定的な要素を多分に含んでおるからであるのであります。すなわち、政府は、歳出増加の財源として、予算の節約額と不用額並びに法人税の自然増収額を国民に示しておるのでありますが、何ゆえにこれだけ節約ができたのか、また何ゆえにこれだけの不用額が生じたのか、さらに法人税以外に自然増収がもつたものであるのかと国民が最も関心を持っておる点、すなわち、現在あまりの重税に苦しんで、少しでも租税の軽減されんことを渴望しておる国民の質問には何ら回答を与えていないのであります。かくして、補正予算はまづたく

官僚執善と手党独裁の合作で行われたのであると言つても過言ではないのであります。(拍手)

また、歳出面を見ますと、災害復旧については何ゆえに初年度に二割五分程度の経費しか計上しなかつたのか、何ゆえに国民の要望しておる総額の三割程度の経費の計上をしなかつたのか、さらに、社会保障関係では、一見するとところ相当な経費を計上していると思せかけておきながら、その内容を検討するならば、実は既往の赤字補填経費の計上がおもであつて、ますく不景気が深刻となり、失業もふえ、生活窮乏者も増加して来ると思はれる明年一月一三月、すなわち第四・四半期に当然予想される惨状に対しては、何ゆえに十分なる救済予算を計上しなかつたのか、さらに地方財政関係についてこれを見ますならば、地方財政の赤字についての根本問題はさておき、今回の補正におけるごくとき二階から目薬にも足らないような少額の支出では、地方財政の運営はどうかにもならないという現状であるのであります。(拍手)

また、政府は、公務員諸君が給与のベース・アップ並びに年末手当の増額を求めておる血の叫びを、単に労働攻勢なる一言でこれをしりぞけ、これに対して何らの予算措置もとらないばかりか、このような公務員諸君の叫びに代表される勤労国民全体の生活窮乏の声を黙殺せんとしておるのであります。

さらにまた、一般会計以外の予算についての補正についても、当面最も緊急であるべき中小企業金融についての財政措置を何ゆえにはつきりとらな

す。

す。

いのか。また輸出造船に対する海外からの発注が殺到しておるにもかかわらず、何ゆゑ輸出入銀行に対する財政投融資を増額して輸出振興の道を切り開かないのか。かくのごとき、これを列挙いたしたるならば、実に今回の政府の補正内容たるものは、まことにずさんきわまりなしと言わざるを得ないのであります。(拍手)

そこで、われ／＼両社会党並びに労働農民は、私が前に申し上げましたような政府原案に対する共同組合え要求の動議を提出せざるを得なかつたのであります。私たちが組みかえ要求をしております支出増額は、わずかに百四十五億円にすぎないのであります。支出増額の第一点は、災害復旧事業費並びに救済事業費、災害対策用種子確保補給金を合せて、政府査定額の災害復旧経費総額の三割を確保したいという、きわめてささやかな希望であるのであります。昨年度災害復旧に際しては特別融資のから約束でまされた被災国民は、今回こそは一般会計において確実に三割相当額が予算面に明らかに計上されることを望んでおるのであります。

増額の第二点は、この災害復旧費が政府原案より三十七億円上まわるることによつて生ずる地方財政の負担増加分について、約十億円ほど政府がめんどうを見てやる必要があると認めた点であるのであります。

第三点は、公務員諸君に対して、わずかの二・五箇月分ではあります、年末手当を増額して、年間を通じての低い給与ベースに対する補いとしたのであります。ここに国会が公務員諸君に対して苦しい国家財政の中からあ

えてこのような手当増額をせんとするゆえんのもの、公務員以外の全勤労者諸君に対しても資本家諸君が誠意を持つて年末手当について十分善処すべきであることを示したい念願にはかならないのであります。(拍手)

第四点は、中小企業に対する緊急融資二十億円であります。現在中小企業金融公庫の月平均融資ペースは十七億円程度でありますから、この二十億円とはわずかに一箇月分の融資額を増額するにすぎないのであります。

われ／＼は、このように最優先限度に必要な金額を最小限度必要な項目についてのみ増額したのであります。その財源としては、保安貯蓄の中から、米國よりの艦艇貸与が延期になつたので明らかになつたたつた相当額も存在するはずでありますので、六十億円を削減し、防衛分担保金から同経費の過年度繰越金の範囲で八十五億円だけを削減することにいたしましたのであります。当面の支出には何ら支障は来さないものであります。

なお、約七十八億円を計上いたしました公務員年末手当に対しては、特に二万円以下の所得に対して勤労所得税の減免措置を講じて、いわゆる年末調整という大幅な税金引きよりまぬがれしめ、手当を実質的に増額する一方、この七十八億円の財源としては、政府がいまだに隠しておられる酒税その他大衆課税とされておられる酒税の自然増収額をもつて償ひ得るのであります。

これらの組みかえによる補正修正は、われ／＼としても非常に不足なのであります。現政府のごとき不誠意きわまる内閣にこれ以上の多額の

増額補正を要求して、いたずらに時間を浪費することは、現在の私たちとしては忍び得ないことであるのであります。われ／＼は、ここ二、三日のうちに、もつと重大なる案件をぜひ通過せしめなければならぬのであります。

従つて、われ／＼は、そのくらしい組みかえでがまんしたのであります。よつて、すみやかにこの動議に御同意されんことを要望いたしますのであります。最後に、私は、ここ教日のうちに運命のきまらんとする吉田内閣に対して、あえて補正予算の使途について警告を発したいと存する次第であります。

(拍手)政府は、昨年度災害復旧予算の補正にあつたつて、保守三派の要望にこたえて百七十五億円の特別融資を行ふことを公約されたのであります。しかるに、私たち両社会党は、これがあまりにも欺瞞的であることを見破つて反対いたしましたのであります。保守三派は多数をもつてこれを通過いたしましたのであります。しかるに、その結果はどうであるか。政府は、この公約を破棄しまして、そのうちわずかに四十億円を支出されているにすぎないのであります。しかも、この四十億円は、大蔵大臣と地元であります愛知県に十億円と三重県に十億円が出され、残り二十億円が教育費に散布されているという現状であるのであります。政府は、かくのごときから公約をもつて地方権限者に対しては政府の責任において復旧のすみやかならんことを誓ひし、しかるに、その後においてこの公約を破棄して、罹災者及び地方公共団体を失望させておられるのが現在の実情であるのであります。かくして、地方の負担は被害以上に大

きくなり、国民は政府にだまされたと恨んでおるのであります。このような結果は、今回もまた政府にだまされるのではないかと、これが国民の政府に対する偽らざる疑惑であると存する次第であります。(拍手)

願ひまするに、吉田内閣は数年間悪政の限りを尽して来られたのであります。わが國の憲政史上、これほど国民にきらわれ、これほど国民に飽かれた内閣もまた数多くないかと存する次第であります。(拍手)しかるに、今度私たちのこの要望にこたへられることは、吉田内閣といつたしましては、唯一にしてしかも最後の善政を行ひ得る機会であるかと存する次第であります。(拍手)

この意味におきまして、どうかこの動議に賛成されんことを切望いたします。私の動議提出の趣旨を明かした次第であります。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) これより討論に入ります。高橋圓三郎君。

○高橋圓三郎君(登壇) 私は、自由党を代表いたしました。政府提出の昭和二十九年予算補正三案に対し賛成の意見を述べんとするものであります。

今回の補正予算の主たる内容は、本年度発生災害の復旧促進と、社会保障関係費の充実をはかることに、第十九国会における三党共同修正等に伴う所要の補正を行う点にあるのであります。この補正予算自体は独自の性格を持つものとは言いがたいのであります。しかしながら、しさいにこの補正予算案全体を検討いたしますれば、そこには見のがすことのできない重要な点が相当発見されるのであります。今これらの点を検討いたしますが、以下

私が政府原案に賛成の意を表する理由を簡単に申し上げたいと存じます。

賛成の理由の第一は、今回の補正予算案が、財源のほとんど全部を既定経費の節約または不用額等に求め、一兆円予算のわくをあくまで堅持しておるという点であります。

申すまでもなく、朝鮮動乱以来のわが國経済は、物価の暴騰に伴ひ、物価の暴騰は輸出の不振をもたらし、国際収支の悪化を招き、國民経済の前途に大なる不安の影を投ぜんとしておつたのであります。政府は、わが國の方針に基き、本年度当初予算を編成するにあたりまして特にこの点に意を注ぎ、物価の引下げのため徹として緊縮財政の根本方針を確立し、いわゆる一兆円予算を編成いたしましたのであります。爾來金融引締め等の政策と相まつて、この方針を厳固として推進して参りました結果、わが國経済全体に著しい好影響を現わし、現にわが國の国際収支は著しく改善の跡を見せ、手持外貨も逐次増加するに至つたのであります。元來、あのままの状況で参りますならば、今年度内には約九千九百万ドルの赤字が予想される状態であつたのであります。しかるに、今春あたりから漸次好調を示し始めまして、逆に六月以降は黒字に転じました。この調子をもつて参りますれば、年度間の収支じりは一億ドル以上の黒字となることにはほぼ確実であるとの見通しを得るに至つたのであります。このことは、政府並びにわが國の方針がまつたとき、時宜にかなつたものであつたことを如実に物語るものであります。私は國民とともにま

ことに欣快にたえないのであります。

(拍手)

しかるに、政府のかかる緊縮方針に對し、それが中小企業その他に重大な脅威を与えるものとして、当初においては相當の反対があつたことも事実であります。ことに野党の諸君は激越な口調をもつて極端に非難をされたのであります。が、現実には前述のような経済回復の著しい結果を見たのであります。当時これに反対せられた野党の諸君は今日にはたしていかなる感想をお持ちになつておるか、伺いたいと思ふのであります。今回の国会を通じて、野党の諸君の経済問題に關する論議がとかく生彩を欠く観あることは、またきわめて当然と言わなければならぬと思ふのであります。(拍手)かかる政策の成功は、一つは国民諸君の間に政府の措置に對して漸次認識が深まり、初めは相當苦しい立場にあつた中小企業者諸君の間にも、国家の危局をよりよく認識せられ、一時の困苦を忍んでも国家経済の自立をはからなければならぬという強い決意がわいて来た結果であると思ひます。かくて政府のこの政策に對する国民の支持の聲が漸次強くなつて参つておりますことは、われわれのまことに喜びにたえないところであります。(拍手)しかしながら、世上の一部には、なおこの政策の転換を求むるの聲がないではありません。しかし、この重要な国家の基本的な政策がよりよくその実績を収め得るの緒につき、国民もまたその政策の真意を理解して、そうして一致協力この大目的を達成せんとする今日にあつて、経済の根本方針を軽々しく変更したことは、この自立経済達成の国民的希望を失はしむるものであります。た、われわれは国民とともに断じてこれを承認することはできないのであります。(拍手)種々の困難な事情にありましても、なおしづらくは現在の方針をあくまで堅持することが、真に国民経済の発展を願ふ者のとるべき態度である、かたく信じて疑わざるところであります。(拍手)

この意味から、今回の補正予算案が所要の経費の財源を不用経費または経費の節約等に求め、あくまで財政規模の膨脹を抑制せんと努力して参りましたことは、われらの心から賛意を表せざるを得ないところであります。

賛成の第二点は、災害復旧並びに農村救済に關する深い考慮が払われておる点であります。すでに御承知の通り、北海道における稀有の大暴風雨を初め全国的に襲來した災害について、その復旧のため予備費の支出等臨時の措置によつてその促進に努めて参りましたが、今回これが予算の提出を見ましたことは、全国の被災者各位とともに私どもの大なる喜びといふところであります。また、冷害等による農作物の被害に對し、救済土木事業として、今回の補正予算とは別に、一般会計及び特別会計の予備費から二十二億円の支出を計上いたし、もつて農民の貸金収入の増加をはかつておりますほか、二十八年度災害により生じました農業共済再保険特別会計の赤字補填のため一般会計から十二億円を繰入れることとした点も、農民生活に對する政府の深い理解の現われとして、満腔の賛意を表するところであります。

賛成の第三点は、社会保障関係経費の増加をはかつておる点であります。財政健全化の推進は、社会的に、また経済的にも多少の影響の起ることは避けがたいところであります。大局的好転の反面、局部的に若干の摩擦を生ずることは、けだしやむを得ないところであります。すなわち、失業者、生活困窮者の増加を見ておりますことは否定できないところであります。政府はこれについて十分の考慮を払うことは当然であります。政府は、今回の補正予算において、生活保護費七十億円、失業対策費三十七億円、合計百七億円を計上いたしましたことは、緊縮財政の根本方針を堅持しつつも、なお社会保障諸施策にいかんか強い熱意を有しておることを示すものでありまして、私の深く同感にたえないところであります。(拍手)しかも、特に緊急就労対策事業として別に九億円を計上いたしてありますことも、失業問題を政府がきわめて重視しておる証左と見てさしつかえないのであります。

賛成の第四点は、地方財政に關するものであります。わが国の地方財政は近年一般に困難な状態に置かれており、自治確立上心配にたえないものがあつた。もとよりこれは自治体自身の努力にまつべきものも少なくないのでありますが、本補正予算が特に義務教育費、地方交付税交付金、都道府県警察費補助等の増額、並びに地方譲与税譲与金の不足補填をはかつておりますことは、政府が地方財政に關し多大の考慮を払つておるものとして好感が持てるのであります。

以上の四点から、私は政府提案の補正予算案に全幅的に賛成をいたすものであります。(拍手)特に法人税の税収が予想外に増加の結果を見せておりますことは、前述の政府の経済政策が成功を収めつつあることの証左であるとして、まことに同慶にたえないのであります。

(機第1号)の政府原案に反対し、社会党河津並に労働党が提出いたしました組みかえ動議に賛成の意を表明するものであります。(拍手)

今回政府が提案いたしました予算三案について見ますに、さきの第十九回国会で予算を審議する際に指摘したように、昭和二十九年年度予算の特徴の第一点はMSA協定によつて再軍備を決定した軍事予算であり、従つて第二の点は、独立国の予算ではなくて、アメリカへの従属予算であるということでありました。(拍手)われわれは、この予算の本質を離れて補正予算を討議することはとうていできないのであります。一体だれが再軍備を強行させているのか、デフレ政策実現にだれが躍起となつておるのか、この点をまず明確にしておく必要があるものであります。

二十九年度の上半期の財政は、昨年同期に比し、法人税において一三%の増、源泉所得税において一六%の増となつており、全体として昨年より徴税強化の跡歴然たるものがあり、収入はむしろ上まわつておるのにかかわらず、軍事予算の支出増加が著しく、九月末の予算現額に對する支出済額の割合は、防衛関係費、防衛庁費もそれぞれふえており、特に著しいのは軍人恩給で、昨年上半年の支出割合一六・二%より三八・二%と飛躍的な増加を示しているものであります。軍事費支払いの増加は、アメリカがドル払いの軍事費支出を極力節約するとともに、日本側の防衛支出金、防衛庁費等、できるだけ精一ぱいに使おうとしているために、軍事費支出の増大は逆に財政的側面からデフレ方式がくずれそうになつたために、その結果全体として通貨の収

縮政策を強行するためには、金融引締めをそれだけより強化する必要に迫られたため、財政投資削減と相まって、昭和二十九年上半期のデフレ政策は、その犠牲の中心を平和産業ななく、中小企業と労働者に向ける結果となり、倒産、失業、賃金引下げが大量に発生する原因となつたのであり、ここにM S A協定による再軍備予算の本質があるといわれ、は断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

次に、私は、このM S A協定に基く再軍備は、必然的にアメリカの過剰農産物を買いつける義務を吉田内閣が負わされ、ここに政府は食糧増産に対する積極的な意欲を失つた点をまず指摘したいのであります。現在のアメリカにおける農産物過剰はきわめて深刻なものがあつて、アメリカの中間選挙において敗れたアイゼンハワー政権にとつて残された最大の問題は、農産物の過剰生産が景気後退に拍車をかけ、あるいは恐慌招来の急先鋒ともなりかねない現状であります。従つて、アメリカが武器援助をえさにして過剰農産物を売りつけんとおるのであつて、この自明な理を、なぜ吉田内閣はアメリカ政府のつとめる自国の農民保護政策に追隨して国内の食糧自給方針から食糧輸入主義、アメリカの小麦依存主義に変更したのであるのでしょうか。なるほど、日本が侵略戦争の準備をしてゐた時期においては、食糧自給は戦争経済への一課題であつたのでありましかし、今日の地位において食糧自給への方向は、逆に戦争に巻き込まれないための可能なる努力であり、経済自立への第一の課題であるとい得るのであります。輸入食糧依存政策

は、軍需生産への傾斜とともに、日本経済を救いがたい不健康なものとして、さらに低い米価が代表する農村の不況、低い米価にしわ寄せをした低い労働賃金政策と相まって国内市場を狭め、海外市場なしにはやつて行けなくすることは明白であつて、やがてソーシャル・ダンピングの方向にひん曲げる力が次々と作用して、その決定的な力となつてゐるのであります。このことは、M S A小売協定が日本経済をして再び侵略的な性格を帯びさせるものと言つても過言では断じてないのであります。

私は、以上の二点についてその矛盾を指摘したのであります。この立場に立つて、災害復旧費以下について申述べてみたいと思つてゐるのであります。

戦後九年間、農業は毎年のように自然の猛威にいためつけられ、その被害は年を追つて大きくなり、特に昨年の凍霜害、水害、冷害に引続いて本年五月の暴風雨、八月、九月の台風並びに冷害と、多くの災害は主として北海道、東北、南九州の農漁村を襲ひ、農民をより多く貧困と絶望に陥らせました。特に北海道は、冷害の上にさらに十五号台風によつて、いまだかつてなき深刻な様相を呈しているものであります。一体この種災害は避けられないものでありましかし、いかなる天候不順も、多量の降雨も、台風も、技術的観点からすれば、その被害を最小限度に食い止めることは不可能ではないのであります。その技術的に可能なものがなぜ事実上不可能なのであるのでしょうか。台風予報のための定点観測の費用は一体だれが削減したのか。科学的な機関を無視した行政が行われると

ころに、洞爺丸の災害を含む第十五号台風の広汎な被害が生れたのであります。まさにこの悲劇はあげてアメリカの強制による防衛力増大のための軍事費拡大によつて起つて来たことを銘記しなければならぬのであります。

水害発生の原因に、さらに山林の荒廃があり、河川の荒廃があります。本年度当初予算における公共事業費の削減は、こういう意味においてまづ根本的な施策を講じてゐるのであります。特にまた、河川行政をめぐる建設、農林両省のなわ張り争ひ、災害復旧工事並びに防災事業をめぐる官庁のセクショナリズム、また、高級官僚と大土建資本と政治権力との結託は無視できない利益を独占しており、地方権力と地方土建資本との結託による膨大な国費の濫費は、全国的な常識となつてゐるのであります。しかし、このために、実際に災害を受け、早急に復旧をしなければならぬ農民の多くの諸君が必要以上の多くの予算の削減を受けてゐる現状については、われわれは断じて黙視することはできないのであります。今回の予算は、本年度二割五分となつておりますが、これは当然三割に引上げなければならぬのであつて、昨年の水害の例を見ても明らかであります。日本社会党両派が三割に上る百六億円を計上して、数億事業費及び災害対策種子確保補助金を含んでの政府原案より三十七億円増額したのはここにあるのであります。

今日各地地方自治体で叫ばれておる地方財政の危機は、すでに昭和二十六年から叫ばれておりましたが、二十八年に至つて財政事情は急激に悪化し、さらにM S Aデフレ政策の影響は、今年に入つて地方自治体そのものを崩壊させるほど深刻さを現わして来たのであります。従来は、赤字と申しまして、単独事業の打ち切りとか翌年度予算の繰上げ充用とかで、何とかやりくりができて来たのでありますが、今年はとうとう職員給与にまで手を付けざるを得ないに追い込まれてゐるわけでありまして、法律に定められた定期昇給の期間を延長したり、またこれをストップのやむなきに至り、遂には職員の給料選配が始まつたのであります。下けられたりすることは、昭和五年、六年ごろ行われた浜口内閣の官吏減俸令以来のことと、まさに未曾有の深刻なる事態を現わしたと言へば可いと思ふのであります。(拍手)昭和二十六年度の赤字は百一億、二十七年度は三百億、二十八年度は四百六十億円の巨額に達してゐるのであります。この赤字は従来とも政府の施策の欠陥によるものであつて、とりわけ二十九年度は市町村自治体警察の廃止に伴う都道府県警察の増大であります。今回政府が地方交付税交付金について四十億円の増加を見て都道府県警察費の増額に充てておりますが、これはまづたく過小であつて、今回社会党両派の修正案十億円の増、さらに起債四十億円の増をもつてもなお少きに失するくらいであります。警察費の地方財政圧迫の現状からして、これをやむを得ざる措置といたしたのであります。

次に年末手当についてであります。政府は、昨年八月人事院より給与改訂について勧告を受けるや、八月実施を本年一月に延期し、昨年の十二月に地域給をそれ〇・五割ずつ減じて一月一日より実施して来たのであります。従つて、そのみを考えても、実質賃金は五割減額であり、年間を通じて大幅な削減となつて来たことは明らかであります。さらに、経済審議庁が出している日本経済指標によつても、ごく最近の統計によつて、都市家計支出は昨年の八月に比べて本年の八月は支出増となり、とりわけその五〇％を占める飲食費は昨年同様に比べて五・五割の増を見てゐるのであります。また産業別現金給与月額におきまして、一万六千七百三十四より一万七千四百十九円と五・五割の増を見てゐるのであります。吉田内閣は綱紀粛正を叫んでおりましたが、一部の高級官僚は政界の一部と結託して、どろ沼のような汚職の中にはまり込んで国費を濫費している反面、まじめな薄給な中堅職員についてその実態に即した給与改善をしないのは、一体どういう理由なのであります。政治的な圧力をかけてベース改訂をさせないばかりか、五月十八日人事院勧告の地域給についてもこれを実施させる意思がまづたくなければならぬ。同時に、これまでもして再軍備強行のためにベース改訂を抑えるとは、まづたく自主性を喪失したものと云わなければならぬ。(拍手)ここに社会党両派が一月の〇・二五分七十八億円を計上したのは当然であります。

再軍備予算の、平和産業、とりわけ中小企業へのしわ寄せは、労働省調査による不完全な統計の一つ、企業整備状況によつて見ても、本年の一月から八月にかけて、全国の六十余の事業所から十八万以上の労働者が解雇されたのであつて、これは昨年同様に比べて

昭和二十九年十二月四日 衆議院會議録第五号 昭和二十九年年度一般會計予算補正(第一号)外二件

二倍近い増加となつてゐるのであります。特にその中には製造業者が六四〇を占めてゐるのであつて、また政府の統計によりますと、完全失業者は一月以来増加を続けて八月には十七万、失業保険受給者も昨年より三割以上ふえて六月には四十六万といふ記録であります。しかも、見のがすことのできないのは、完全失業の増大と並んで、部分失業の増大もまた最近の目立つた現象であり、多くの産業企業に一般化しつつある生産縮小、操短体制、休日増加、残業規制などによる実質収入の大幅な減少、さらに賃金不払いの驚くべき激化によつて、ますます多くの就業労働者が部分失業の状態に置かれておるのであります。特に中小企業傘下の労働者に最も多くのしわざせが来ておることは明白であります。ここに中小企業に対して緊急のため一般会計投融資として二十億圓を新規計上いたしたことは、当然の処置と言わなければならぬと思つておられます。(拍手)

これの経費として、歳入補正のため、保安庁費のうち艦艇貸手延期分を含む不用額六十億圓を減額する。二番目、防衛分担金のうち、同項目の過年度繰越し分のうち、これに相当する額により八十五億圓を減額したことも、不要不急の分として適當な方法であり、また公務員の年末手当のうち、二万圓以下の所得に対しては減免税の措置を講ずる。これによる勤務所得税の減額は、酒税、砂糖消費税、ガソリン消費税、揮発油税の自然増収によつて補うことにしたことは、上半期の徴税の実績から見て明らかであります。最後に特に私は申し上げたい。われわれ日本社会党並びに労働党が共同提案

した組みかえ動議は、現下の軍事予算によるデフレ政策によつてあえいでゐる農民、漁民、中小企業労働者にとつて、決してその要求を十分に満たすものではないと見ますが、しかし、吉田内閣不信任案の提出、解散、総選挙後における吉田内閣の瓦解、われわれ社会党両派による政権の樹立、第二次の補正を確信して、これらの諸君の年末を控えての最低限の要求にかなへるものであります。多年国民に対して暴政をもつてしいたげて来た吉田内閣は、この際国民への愛情を呼び起し、国民に対するさんげの気持ちを込めて、われわれの提出する組みかえ動議に賛成されんことを期待してやまないものであります。(拍手)

私は、以上をもつて政府の提出した予算案に反対し、社会党両派並びに労働党が提出の組みかえ動議に賛成の討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 山本勝市君

〔山本勝市君登壇〕

山本勝市君 日本民主党を代表して、ただいま上程されております二十九年年度の補正予算に対し、委員長の報告の通り、自由党、民主党の附帯決議を含めて政府原案に賛成の意見を表明いたします。(拍手)

賛成の理由は、ここでこま／＼と申し上げる必要はないかと存じます。ことごとく時局やむを得ざる最小限度の予算と認めるからであります。ただ、この機会において、私はこの予算を編成された政府の考え方について二、三の問題を指摘したいと考えるのであります。

第一は、物価政策の根本方針に関する政府の不明確な態度についてであります。政府は、一方においては、インフレの傾向を抑制して通貨価値の安定を確保するのが政策の中核であるとたびたび繰返してありますが、また一方におきましては、日本の物価水準をだん／＼と引下げて行つて、国際物価水準までや寄せをして行くのだともたび／＼繰返しておるのであります。私は、第十九回国会以来、このインフレを抑制して通貨価値の安定を確保するという目標と、物価をだん／＼と下げて行つて国際物価にさや寄せをするという二つのものがある、たとえて言へば、交通におけるゴーとストップとバックと三つの場合があり得るのであります。昨年の今ごろの補正予算の政府の説明にあるように、だん／＼とインフレの傾向があるからこれを抑制しなければならぬ、そうして通貨価値を安定しなければならぬということ、は、要するにインフレを抑制して物価を安定してストップをしようということであり、物価をだん／＼と下げて行つて国際水準にさや寄せをしようということとは、いわゆるデフレ政策であつて、物価から言へばバックの政策である、この二つの点が不明確であるからというので、たび／＼質問もし反省も求めたのでありますけれども、今回の補正予算の説明にあつても、なおかつこの根本的な目標が明確に欠いておるといふことは、はなはだ遺憾であります。

第二に申し上げたいことは、財政規模に関する一つの錯覚であります。よく一兆予算、一兆予算と申します。あるいは、一兆のわく内に食いこめた健全予算であり、緊縮予算であり、その結果インフレが抑制され、物価が幾分下つたといふことを言つておるのでありますけれども、言うまでもなく、財政規模を問題にする場合には、一般会計の数字だけを問題にするのではなく、センズだと思ひます。必ず、財政規模を問題にする以上は、一般会計と特別会計とを含めて、その重複を除いた予算純計を問題にしなければならぬ。ところが、予算純計を問題にしてみますと、昨年の今ごろと今年の今日とを比較してみますと、二千二百十五億もふえておるのであります。予算純計は今日二兆一千五百十六億に達しておるのであります。これを、ただ一般会計の一兆のわくだけをきりに問題にしておるといふことは、世の中に大きな錯覚を与える。その結果、実は、今日インフレの傾向が抑制された、あるいは物価が幾分下つたといふことは、財政の結果下つたといふよりも、むしろ極端な金融引締め政策の結果下つたのである。財政の上には多くのインフレ要因を含んでおるのでありますけれども、それは多くの犠牲を伴つた金融引締め政策がともかくも効果を奏してインフレが抑制されたといふことになると思ふのであります。ところが、この金融引締めの結果は、申し上げるまでもなく、不渡り手形の増加とか、あるいは投げ売りとか、倒産とか、失業の増加等々によつて大きな犠牲を伴つておることは、ここに繰返すまでもありません。国際収支の改善を大蔵大臣は財政政策の成功の結果のごとく言つておられますけれども、私どもは、財政政策の成功の結果はななしく雨の降れば大きな災害を伴うとい

の変化に基くのである、まず輸出が増加したといふことは、ポンド地域における輸入制限が緩和されたから、あるいは中南米における景気が好転したとか、あるいはリンク制その他によるいわば出血補助政策というふうなもの、主として大きく働いて輸出が増進し輸入が抑えられたのは、たとえば食糧の輸入価格が下つたといふふうなこと、輸入に支払う支払いが減つたといふふうなことが大きな原因になつておるのであつて、決して財政政策の成功の結果ではないし、また物価が下つたといふことが大きな原因ではない、こゝういふことを注意しなければならぬと思ふのであります。

それから、第三に私は申し上げたいことは、どうも現内閣の方々の中に日本経済の再建の根本的な障害に対する対策が欠けておるといふことであります。この日本経済の再建のための根本的障害といふものを除かなければ、どのように努力をいたしてみましても、日本経済の再建は不可能だと私は思ふ。現に、若干国際収支がよくなつたとか、あるいは物価が下つたとか、あるいは不渡り手形が少くなつたといふふうなことで、大蔵大臣の説明ははなはだ樂觀的に響いたのでありますけれども、しかし、たとえば今後三年後において地方財政がどういふ状況になるかといふことを考えてみただけでも、われわれは戦慄を覚えるを得ないのであります。(拍手)また、今回の災害予算でなすけることでありますけれども、今年のような珍しく災害が少かつた政府自身が言つておる年でも相当大きな災害を受けておる。少しく雨が降れば大きな災害を伴うとい

うことは、言うまでもなく、木材が濫伐されて山が荒れておる、川が荒れておる、堤防がゆがんでおる、土地がゆるんでおるといふことであります。国土の荒廃を物語るものであります。工場における鉱工業の生産指数が戦前に比べて何十パーセント上つたとか、消費水準が戦前に比べて何パーセント上つたとかいふふうなことで喜んでおるのもう一つ奥に、係数で表わすことのできない国土の荒廃という事実をわれわれは見のがすことはできないのであります。(拍手)また、鉄道の老廃、船の老廃、電力設備の老廃、要するにわれわれの経済の基盤がだん／＼と弱体化しつつある。経済の基盤がだん／＼と弱体化しつつある上に辛うじて鉱工業の生産と消費水準と国際帳じりが幾分よくなったといふようなことで、われわれは樂觀することはできない。

ほんとうの意味において日本経済の再建をはかるためには、何といつても、外国の援助をまたずに、しかも資本の食いつぶしをしないで、われわれ民族の底力を十全に發揮して働き、貯蓄をし、創造的活動を完全にして行く以外に方法はないが、これらのわれわれの活動や貯蓄やないしは創造的活動を妨げておる一番大きな問題は、私は占領中に占領軍の都合上つくられたところのもろ／＼の制度や法律であると思ふのであります。地方制度にいたしましても、教育制度にいたしましても、税制にいたしましても、万般の制度を、少くとも日本弱体化のために占領初期につくられた制度だけはこれを改めるのでなかつたら、どのような政府が出て、どのような努力をしても日本再建はむずかしい。ところが、私は皆さんに申し上げにくいことでありますけれども、この占領政治の遺物であるところの諸制度を改革するということは、口では簡単に言えますが、容易なわざではありません。少くとも占領当時これらの制度をつくるために占領軍の命令を受けてその当面の責任に當つた方では、私は、たとい吉田さんでなくとも、これを改めることは困難だと思ふのであります。あれは占領軍に言いつけられてやつたことであつて、国会の説明は自分の腹の中になかつたことだから、うそだから取消してくれといふようなことは、言えることではありません。少くとも、これを改革するには、当時責任の地位になかつた大政治家が出て来て、国民に向つて、(拍手)国民に向つて事の真相を明らかにして、国民に納得させて、その国民の納得の上にこれを改革するのでなかつたら、これは困難である。困難ではあるけれども、これをやらない限りは、日本経済の再建はむずかしい。労働法規の一点を考えただけでも、あるいは先般保利農相が申しました——食糧制度は必ずしも占領法規の遺物ではありませぬけれども、食糧制度の行き詰まりを断ずるに保利農相が、これが改革は強大な政治力なくしては不可能だといふことを言いつておる。保守勢力の結束と同時に、当時責任の地位になかつた人が出て来て、保守勢力の結束と相まつてこれを改革するほかはなからうといふのがわれ／＼の考えであります。

与えられた時間が参りましたので、これで終わりますが、社会党の提案いたしました組みかえ案に対しましては賛成いたしかねます。(拍手)

○議長(堤原次郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、佐藤次郎君外十五名提出、昭和二十九年年度一般会計予算補正(第一号)外二件の編成がえを求めめるの動議につき採決いたします。佐藤次郎君外十五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤原次郎君) 起立少数。よつて佐藤次郎君外十五名提出の動議は否決されました。

次に、昭和二十九年年度一般会計予算補正(第一号)外二件を一括して採決いたします。三件の委員長の報告はいずれも可決であります。三件を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤原次郎君) 起立多数。よつて三件とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後九時十六分散会

出席閣務大臣

法務大臣	小原 直君
外務大臣	岡崎 勝男君
大蔵大臣	小笠原三九郎君
文部大臣	大達 茂雄君
厚生大臣	草葉 隆國君
農林大臣	保利 茂君
通商産業大臣	愛知 揆一君
運輸大臣	石井光次郎君
労働大臣	小坂善太郎君
建設大臣	小澤佐重喜君
国務大臣	緒方 竹虎君
国務大臣	加藤謙五郎君

国務大臣 木村篤太郎君
国務大臣 福永 健司君
出席政府委員
地方自治政務次官 石村 幸作君
大蔵政務次官 山本 米治君
大蔵省主計局長 森永貞一郎君

朗読を省略した報告
一、昨三日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
労働組合法の一部を改正する法律
昭和二十九年四月及び五月における凍害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律
医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律
一、今日召集に応じた議員は次の通りである。

長野県第三区選出 今村 忠助君
大阪府第五区選出 小西 寅松君
香川県第二区選出 福田 繁芳君
一、昨三日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
内閣委員会
理事 平井 義一君(理事平井義一君去る十月七日委員辞任につきその補欠)
理事 前田 正男君(理事江藤夏雄君去る八月七日委員辞任につきその補欠)
理事 八木 一郎君(理事山本正一君去る十二月一日委員辞任につきその補欠)
理事 鈴木 義男君(理事鈴木義男君去る十月六日委員辞任につきその補欠)

法務委員会

理事 花村 四郎君(理事田嶋好文君去る十月三十日委員辞任につきその補欠)
理事 井伊 誠一君(理事井伊誠一君去る十一月十三日委員辞任につきその補欠)
通商産業委員会
理事 小平 久雄君(理事小川平二君去る九月十七日委員辞任につきその補欠)
理事 福田 一君(理事福田一君去る九月十七日委員辞任につきその補欠)

理事 柳原 三郎君(理事百藤新八君去る一日委員辞任につきその補欠)
理事 永井勝次郎君(理事永井勝次郎君去る十一月二十九日委員辞任につきその補欠)

運輸委員会
理事 有田 喜一君(理事岡部得三君去る九月二十八日委員辞任につきその補欠)
理事 竹谷源太郎君(理事竹谷源太郎君去る十月七日委員辞任につきその補欠)

電気通信委員会
理事 菊池 義郎君(理事庄司一郎君去る三日理事辞任につきその補欠)
労働委員会
理事 池田 清君(理事池田清君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠)
理事 稲葉 修君(理事稲葉修君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠)

昭和二十九年十二月四日 衆議院會議録第五号 議長の報告

理事 河本 敏夫君(理事鈴木正

文君去る十一月二十七日
委員辞任につきその補
欠)

理事 井堀 繁雄君(理事日野吉

夫君昨三日理事辞任につ
きその補欠)

一、昨三日議長において、次の常任委
員の辞任を許可した。

人事委員

地方行政委員

法務委員

大蔵委員

山口六郎次君

亘 四郎君

文部委員

小枝 一雄君

厚生委員

亘 四郎君

農林委員

水産委員

井手 以誠君

田中幾三郎君

通商産業委員

玉置 信一君

岡田 春夫君

山口丈太郎君
高橋圓三郎君
山花 秀雄君
三宅 正一君
大西 正道君
小林 進君
松崎 朝治君
伊瀬幸太郎君

予算委員

中村 清君

堤 ツルヨ君

吉川 兼光君

山口丈太郎君

齋藤 憲三君

岡田 春夫君

中村 英男君

矢尾喜三郎君

亘 四郎君

井手 以誠君

足鹿 覺君

吉川 兼光君

大西 正道君

首藤 新八君

小川 平二君

風見 章君

運輸委員

高橋圓三郎君

田中幾三郎君

郵政委員

電気通信委員

労働委員

海外同胞引揚及び遺家族援護に關する調査特別委員
公職選挙法改正に關する調査特別委員
行政監察特別委員 矢尾喜三郎君
一、去る二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
海外同胞引揚及び遺家族援護に關する調査特別委員
公職選挙法改正に關する調査特別委員
行政監察特別委員 鈴木 義男君
一、昨三日委員会に付託された議案は次の通りである。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案(吉川久衛君外百二十一名提出、衆法第三号)
昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に關する法律案(福田喜東君外百二十一名提出、衆法第五号)
以上二件 農林委員会 付託
国会法の一部を改正する法律案(菅家喜六君外七名提出、衆法第一号)
一、昨三日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
水稲健苗育成施設普及促進法案
公職選挙法の一部を改正する法律案
一、昨三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
北海道における国有林野の風害木等の充払代金の納付に關する特別措置法案
一、昨三日第十六回国会において参議院から送付され、本院で継続審査をした次の同院提出案を参議院に送付した。
日本国有鉄道法の一部を改正する法律案
一、昨三日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案(吉川久衛君外百二十一名提出)
水稲健苗育成施設普及促進法案(佐藤洋之助君外二十四名提出)
昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に關する法律案(福田喜東君外百二十一名提出)
一、昨三日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。
医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
一、昨三日参議院送付の次の同院継続審査案を可決した旨参議院に通知した。
昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に關する特別措置法の一部を改正する法律案
一、昨三日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
労働組合法の一部を改正する法律案
一、今日四日議員から提出した議案は次の通りである。
昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に關する法律案(内藤友明君外二十三名提出)
選挙区制等調査委員会法案(殿治良作君外三名提出)

海外同胞引揚及び遺家族援護に關する調査特別委員
公職選挙法改正に關する調査特別委員
行政監察特別委員 鈴木 義男君
一、去る二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
海外同胞引揚及び遺家族援護に關する調査特別委員
公職選挙法改正に關する調査特別委員
行政監察特別委員 鈴木 義男君
一、昨三日委員会に付託された議案は次の通りである。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案(吉川久衛君外百二十一名提出、衆法第三号)
昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に關する法律案(福田喜東君外百二十一名提出、衆法第五号)
以上二件 農林委員会 付託
国会法の一部を改正する法律案(菅家喜六君外七名提出、衆法第一号)
一、昨三日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
水稲健苗育成施設普及促進法案
公職選挙法の一部を改正する法律案
一、昨三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
北海道における国有林野の風害木等の充払代金の納付に關する特別措置法案
一、昨三日第十六回国会において参議院から送付され、本院で継続審査をした次の同院提出案を参議院に送付した。
日本国有鉄道法の一部を改正する法律案
一、昨三日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案(吉川久衛君外百二十一名提出)
水稲健苗育成施設普及促進法案(佐藤洋之助君外二十四名提出)
昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に關する法律案(福田喜東君外百二十一名提出)
一、昨三日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。
医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
一、昨三日参議院送付の次の同院継続審査案を可決した旨参議院に通知した。
昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に關する特別措置法の一部を改正する法律案
一、昨三日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
労働組合法の一部を改正する法律案
一、今日四日議員から提出した議案は次の通りである。
昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に關する法律案(内藤友明君外二十三名提出)
選挙区制等調査委員会法案(殿治良作君外三名提出)

海外同胞引揚及び遺家族援護に關する調査特別委員
公職選挙法改正に關する調査特別委員
行政監察特別委員 鈴木 義男君
一、去る二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
海外同胞引揚及び遺家族援護に關する調査特別委員
公職選挙法改正に關する調査特別委員
行政監察特別委員 鈴木 義男君
一、昨三日委員会に付託された議案は次の通りである。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案(吉川久衛君外百二十一名提出、衆法第三号)
昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に關する法律案(福田喜東君外百二十一名提出、衆法第五号)
以上二件 農林委員会 付託
国会法の一部を改正する法律案(菅家喜六君外七名提出、衆法第一号)
一、昨三日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
水稲健苗育成施設普及促進法案
公職選挙法の一部を改正する法律案
一、昨三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
北海道における国有林野の風害木等の充払代金の納付に關する特別措置法案
一、昨三日第十六回国会において参議院から送付され、本院で継続審査をした次の同院提出案を参議院に送付した。
日本国有鉄道法の一部を改正する法律案
一、昨三日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案(吉川久衛君外百二十一名提出)
水稲健苗育成施設普及促進法案(佐藤洋之助君外二十四名提出)
昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に關する法律案(福田喜東君外百二十一名提出)
一、昨三日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。
医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
一、昨三日参議院送付の次の同院継続審査案を可決した旨参議院に通知した。
昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に關する特別措置法の一部を改正する法律案
一、昨三日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
労働組合法の一部を改正する法律案
一、今日四日議員から提出した議案は次の通りである。
昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に關する法律案(内藤友明君外二十三名提出)
選挙区制等調査委員会法案(殿治良作君外三名提出)

一、今四日議員から提出した動議は次の通りである。

昭和二十九年年度一般会計予算補正(第一号)、昭和二十九年年度特別会計予算補正(特第二号)、昭和二十九年年度政府関係機関予算補正(機第一号)の編成を求め、その動議(佐藤健次郎君外十五名提出)

一、今四日委員会に付託された議案は次の通りである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内藤友明君外二十四名提出、衆法第二二二号)

昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(内藤友明君外二十三名提出、衆法第一四四号)

以上二件 大蔵委員会 付託
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨三日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、裁判所の司法行政に関する事項

二、法務及び檢察行政に関する事項

三、国内治安及び人権擁護に関する事項

四、上訴制度及び違憲訴訟手続に関する事項

五、外国人の出入国に関する事項

六、交通輸送犯罪に関する事項

七、弁護士法及び執行費用に関する事項

八、戦犯服役者に関する事項

二、調査の目的

法務行政、檢察行政及び裁判所の司法行政等の適正を期するため

昭和二十九年十二月四日 衆議院会議録第五号 議長報告

三、調査の方法

小委員会の設置、関係方面より意見聴取、資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和二十九年十二月三日

法務委員長 小林 錦

衆議院議長堤康次郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、電気事業及びガス事業に関する事項

二、貿易に関する事項

三、中小企業に関する事項

四、鉱業、採石業、鉄鋼業、繊維工業、化学工業、機械工業その他一般工業及び特許に関する事項

二、調査の目的

通商産業行政の実状を調査し、その合理化並びに振興に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より意見聴取、報告及び記録の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和二十九年十二月三日

通商産業委員長 大西 誠夫

衆議院議長堤康次郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、陸運、海運及び空運に関する事項

二、観光に関する事項

二、調査の目的

一、陸運、海運及び空運の実状並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

二、運輸に関して観光事業の発達改善を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係方面より意見並びに説明聴取、資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和二十九年十二月三日

運輸委員長 関内 正一

衆議院議長堤康次郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、電気通信事業の経営に関する事項

二、有線電気通信の規律に関する事項

三、電波及び放送の規律に関する事項

二、調査の目的

電気通信事業の発達を図り、電気通信行政の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明及び意見聴取、資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和二十九年十二月三日

電気通信委員長 成田 知己

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十九年十二月四日 衆議院會議第五号